

市町村への 権限移譲計画

～県と市町村の
新たなパートナーシップ構築を目指して～

【改訂版】

平成19年3月

島根県

目 次

第1	計画改訂にあたって	
	(1) 計画改訂の趣旨	1
第2	権限移譲の基本理念	
1	目指すべき分権型社会	
	(1) 地方分権改革の理念	2
	(2) 今後の基礎自治体のあるべき姿	2
	(3) 広域自治体としての県の今後の役割	2
	(4) 分権時代の「国と地方」「県と市町村」のあり方	3
	(5) 県と市町村の新たなパートナーシップの構築	4
2	権限移譲の基本的な考え方	
	(1) 権限移譲の推進に係る島根県の基本姿勢	9
	(2) 権限移譲の推進手法	9
	(3) 移譲対象となる事務・権限メニューの考え方	10
	(4) 権限移譲に伴う措置（財源措置・人的支援等）の考え方	11
第3	権限移譲の対象事務と手続き	
	(1) 行政分野別 事務・権限の移譲の考え方	12
	(2) 権限移譲メニュー一覧表と包括移譲(パッケージ)方式	18
	(3) 権限移譲に伴う具体的な財源措置・人的支援	19
	(4) 移譲時期と申し出手続き	23
第4	今後の権限移譲の取り組み	25
	(別紙)	
	・ 権限移譲パッケージ一覧表	27
	・ 移譲対象の事務・権限メニュー一覧表	28
	(様式)	
	・ 権限移譲の協議申出書	50

第1 計画改訂にあたって

(1) 計画改訂の趣旨

本県においては、平成12年の「地方分権推進一括法」の施行を受け、平成14年から市町村と県とで市町村への権限移譲のあり方等について検討を進め、平成15年9月に「市町村への権限移譲計画」を策定して取り組んできたところです。

この間、県内各地域で「平成の大合併」が進み、平成17年10月には本県市町村が21の体制へと大きく様相が変わったほか、地方分権を巡る国の取り組みや住民意識の高まりの面でも相当な進展が図られつつあります。

こうした経緯と情勢変化を受けて、県としては地方分権の流れを確かなものとし、地域のことは地域で決める真の地域主権型システムの構築を目指して、権限移譲の一層の推進を図ることとしました。

平成18年10月に権限移譲計画の改訂に向けて県の素案を取りまとめ、市町村と首長レベル・事務レベルでの協議・意見交換を重ねながら、市町村の意見・要望等も十分踏まえて、このたび改訂計画を策定したところです。

改訂計画においては、移譲対象事務・権限メニューを大幅に追加すると共に、権限移譲の基本理念や分野別の移譲の考え方、また国・県・市町村の役割分担の考え方等についても一定の整理を行いました。

県としては、この改訂計画の内容を権限移譲に係る中長期的な取り組みの方向性を示した「権限移譲の指針」と位置づけ、それぞれの市町村の規模や体制等も踏まえて個別に議論を重ねながら、具体の権限移譲を進めていきたいと考えています。

市町村においても、住民に最も身近な総合的行政主体として、住民サービスの充実を図る観点から積極的に権限移譲に取り組んでいただくことを期待するものです。

折しも平成18年12月には「地方分権改革推進法」が成立し、国全体での本格的な地方分権の議論や取り組みが始まるなど、地方分権改革は今大きく加速しようとしています。

地方分権が目指す「ゆとりと豊かさを実現し、個性と活力に満ちた地域社会の構築」に向けては、住民と行政、県と市町村が、意識の共有をしっかりと図りながら実践することが何より重要であり、関係各位のご理解とご協力をよろしくお願いします。

第2 権限移譲の基本理念

1 目指すべき分権型社会

(1) 地方分権改革の理念

～ゆとりと豊かさを実現し、個性と活力に満ちた地域社会の構築～

平成12年4月の地方分権推進一括法の施行により、国と地方の関係は、中央省庁主導の中央集権型行政システムから、地域社会の多様性を重視した地域主導の地方分権型システムへと大きく転換した。

国と地方の関係が「上下・主従」から「対等・協力」の関係となり、自らの地域のことは自らが意思決定を行い、その結果に対しては自ら責任を負う「自己決定・自己責任の原則」のもとで、地方自治体の役割は大きな変化を遂げることとなった。

地方分権の究極の目的は、国民が真に「ゆとりと豊かさを実現できる社会」の構築を目指すことであり、国と地方が分担すべき役割と責任を明確にし、地方の自主性・自立性を高めつつ、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図らねばならない。

(2) 今後の基礎自治体のあるべき姿

～地域づくり・住民サービスの総合的行政主体としての市町村～

住民にとって身近な行政サービスの提供や地域における望ましいまちづくりは、地域の特性を活かすためにも、住民自治の観点からも、可能な限り住民に身近な行政主体である基礎自治体が担うことが地方自治の基本である。

社会経済環境の時代変化や国・地方を通じた厳しい財政状況のなかで、行政に課せられた課題はますます高度化・多様化しており、これらに主体的・総合的に取り組むことが今後の基礎自治体に求められる。

県内の各地域で進められた市町村合併は、この今後の基礎自治体のあるべき姿を念頭においての取り組みの結果であり、合併による規模・能力の拡大等を踏まえ、地方分権の主役としての基礎自治体の機能強化が重要となる。

(3) 広域自治体としての県の今後の役割

～市町村を包括する県の機能は「広域」「連絡調整」「補完」に限定～

地方自治法に定められている都道府県の役割は、①広域にわたるもの（広域事務）、②市町村に関する連絡調整に関するもの（連絡調整事務）、③規模又は性質において一

般の市町村が処理することが適当でないもの（補完事務）に限定されており、この3つの機能は、市町村との役割分担の前提となるものである。

今後、市町村の規模・能力の拡大に伴い、一般的に補完機能については縮小すると考えられるが、より高度な専門的知識や技術の先導的な提供などの分野においては、補完機能が引き続き求められる。

また、広域的機能は今後更に重要となり、社会のグローバル化に伴う広域的行政課題への対応や、市町村の範囲を越えた圏域全体の総合的なプロデューサー・コーディネーターの役割の強化が求められる。

(4)分権時代の「国と地方」「県と市町村」のあり方

～行政の役割分担のメルクマール～

現在、行政が関与している全ての事務事業については、まずは行政と民間の役割を厳格に見直した上で、行政の守備範囲とされるものについて、国・広域自治体・基礎自治体の役割分担を明確化し、地方の所管領域を確立する必要がある。

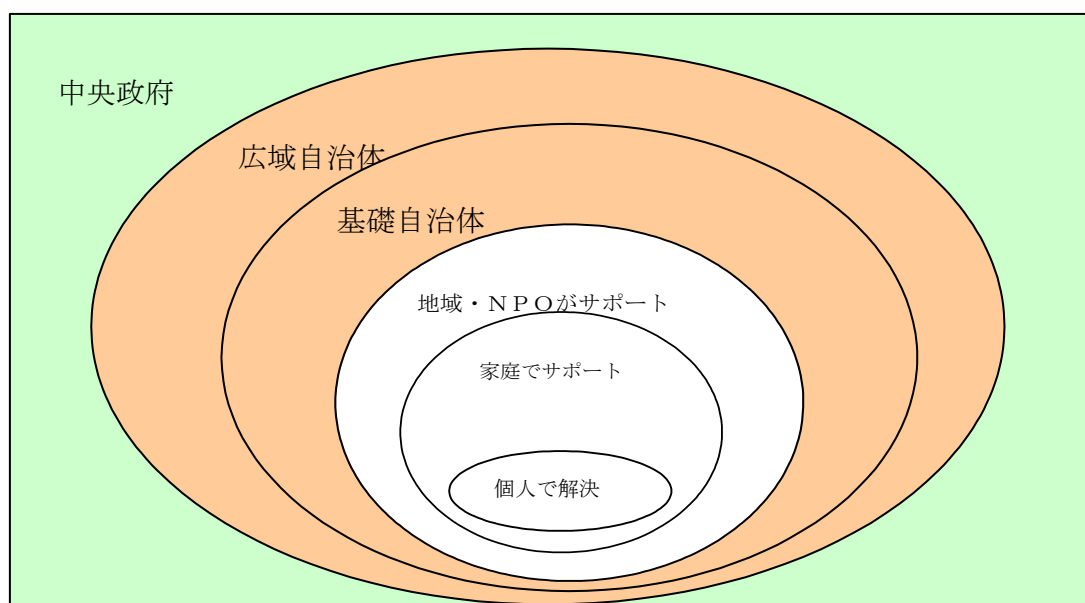
国は、①外交・防衛等の国家の存立に関わる事務、②地方制度や公的年金等の全国的に統一して定めるべき事務、③高速道路整備等の全国的規模・視点で行わなければならない施策や事務等、真に国が果たすべきものに重点化し、その他の内政事務の多くを地方に移譲すべきである。

地方で担うべきものについては、「市町村優先の原則」と「補完性の原理」に基づいて、基礎自治体で出来ることは可能な限り基礎自治体で担うことを基本に、役割分担を見直す必要がある。

【県と市町村の役割分担の大原則】

「市町村優先の原則」と「補完性の原理」の徹底

- 市町村優先の原則 住民に身近な行政は基礎自治体である市町村が中心に担う
- 補完性の原理 「問題はより身近なところで解決する」という理念により、まずは基礎自治体を最優先し、次いで広域自治体、最後に国が担うという考え方



(5) 県と市町村の新たなパートナーシップの構築

～県・市町村の適切な役割分担と連携・協力～

今後の望ましい地方分権を推進するうえで、県と市町村は地方行政を担う車の両輪として、適切な役割分担とそれに基づく連携・協力が必要不可欠である。

これまで述べたとおり、市町村（基礎自治体）＝「地域づくり・住民サービスの総合的行政主体」、県（広域自治体）＝「市町村を包括する広域の行政主体」という位置づけのもと、地方自治における「市町村優先の原則」により、両者の役割分担を再整理する必要がある。

そのうえで、役割と責任を明確にした県と市町村が、住民への行政サービスを「協働して提供」しなければならない、それぞれの行政分野ごとに分担と連携のあり方を検討していく必要がある。

なお、市町村はその規模・体制等で千差万別であり、大きな格差が実態上存在していることから、連携するうえでも、個々の市町村の実状や特性に応じた多様できめ細かな連携・協力のあり方に注意しなければならない。

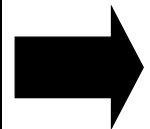
また、市町村間の連携・協力の強化も今後重要となり、行政分野によっては、市町村相互で事務を役割分担したり受委託するなどの「水平補完」＝（共助）についても十分検討していく必要がある。

※ 上記（１）～（５）の視点から具体的な「国・県・市町村の役割分担と事務権限のあり方」を概観すると、次表のとおりである。

国・県・市町村の役割分担と事務権限のあり方

【現状 現行法体系】

行政分野	分類	国	県(広域自治体)	市町村(基礎自治体)
国政	司法	裁判所、矯正・更正施設		
	検察	検察		
	税金	税の賦課徴収(国税)	税の賦課徴収(県税)	税の賦課徴収(市町村税)
	通貨	通貨管理		
	外交	外交、通商、関税		
	登記	登記(不動産・法人)		戸籍、住民登録
	防衛	国土防衛		
安全	犯罪	国際犯罪・テロ対策・密輸密航取締	警察	
	災害	大規模災害	広域災害支援	地域災害対応
	消防			消防・救急
	危険物	危険物規制(基準設定等)	危険物規制(消防法以外)	危険物規制(消防法関連)
福祉	生活保護		福祉事務所設置運営(町村分)	福祉事務所設置運営(市)
	介護保険		介護保険者の調整、事業者指導	介護保険事業
	高齢者		高齢者福祉施設の設置許可等	高齢者福祉サービス
	障がい者		自立支援相談	自立支援給付、地域生活支援
	児童		児童相談、児童相談所設置運営、児童措置	児童相談
	保育所		保育所設置認可等	保育の実施
	法人	広域法人指導等	福祉法人、施設指導等	
	健康保険	健康保険の企画		老人保健、国保(財政・実施)
	年金	年金(企画・実施)		
保健衛生	医療	保健医療施策の企画	地域医療計画の策定	
	病院	病院運営(国立)	病院運営(県立)	病院運営(市町村立)
	地域保健		保健所の設置運営	
	法人指導	広域法人指導等	医療法人、医療機関指導等	
	感染症	感染症対策(企画、危機管理)	感染症対策(予防・監視)	
	薬事	医薬品製造許可等	医薬品販売許可等	
	麻薬	麻薬薬物等取締(製造・密輸等)	麻薬薬物等取締(流通等)	
	食品安全	食品安全(企画、危機管理)	食品安全(衛生対策、危機管理)	
	衛生指導		理美容・旅館業等事業者規制	
	上水道	水道事業認可(給水5万人超)	水道事業認可(給水5万人以下) 広域水道事業(実施)	水道事業(実施)
環境	公害	環境基準(企画)	公害防止対策(大気・水質等)	公害防止対策(騒音・振動等)
	廃棄物		産廃処理業の許可等	一般廃棄物処理(実施等)
	浄化槽		浄化槽設置指導監督	
	自然保護	自然環境保護対策(企画)	自然環境保護対策(啓蒙・活動)	
	自然公園	国立公園(指定・管理)	国定・県立自然公園管理等	公園事業
生活一般	旅券	出入国管理	旅券の発行・交付給付	
	NPO	NPO認証(広域)	NPO認証(県内)	
	消費者	消費者対策(企画、規制)	消費者対策(相談・啓発)	消費者対策(相談・啓発)
交通通信	交通	運輸施策(交通計画)	地域交通対策(広域)	地域交通対策
	運輸	自動車登録検査・海運業許可		
	航空	航空管制		
	情報	情報通信、放送(企画・監視)	地域情報基盤整備	地域情報基盤整備

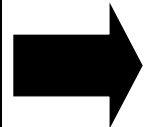


【県→市町村 権限移譲後】

行政分野	分類	国	県(広域自治体)	市町村(基礎自治体)
国政	司法	裁判所、矯正・更正施設		
	検察	検察		
	税金	税の賦課徴収(国税)	税の賦課徴収(県税)	税の賦課徴収(市町村税)
	通貨	通貨管理		
	外交	外交、通商、関税		
	登記	登記(不動産・法人)		戸籍、住民登録
	防衛	国土防衛		
安全	犯罪	国際犯罪・テロ対策・密輸密航取締	警察	
	災害	大規模災害	広域災害支援	地域災害対応
	消防			消防・救急
	危険物	危険物規制(基準設定等)	危険物規制(広域・調整)	危険物規制(住民関連全般)
福祉	生活保護			福祉事務所設置運営(市・町村)
	介護保険		介護保険者の調整	介護保険事業、事業者指導
	高齢者			高齢者福祉サービス、施設設置許可等
	障がい者		専門相談	自立支援給付、相談、地域生活支援
	児童		児童相談、児童相談所設置運営、児童措置	児童相談
	保育所			保育所設置認可、保育の実施
	法人	広域法人指導等	福祉法人、施設指導等	福祉法人、施設指導等(保育所等)
	健康保険	健康保険の企画		老人保健、国保(財政・実施)
	年金	年金(企画・実施)		
保健衛生	医療	保健医療施策の企画	地域医療計画の策定	
	病院	病院運営(国立)	病院運営(県立)	病院運営(市町村立)
	地域保健		保健所の設置運営	
	法人指導	広域法人指導等	医療法人、医療機関指導等	病院関連施設登録指導等
	感染症	感染症対策(企画、危機管理)	感染症対策(予防・監視)	
	薬事	医薬品製造許可等		医薬品販売業許可、毒劇物規制
	麻薬	麻薬薬物等取締(製造・密輸等)	麻薬薬物等取締(流通等)	
	食品安全	食品安全(企画、危機管理)	食品安全(衛生対策、危機管理)	
	衛生指導			理美容・旅館業等事業者規制
	上水道	水道事業認可(給水5万人超)	水道事業認可(給水5万人以下) 広域水道事業(実施)	水道事業(実施)
環境	公害	環境基準(企画)	公害防止対策(大気・水質基準)	公害対策(大気・水質・騒音・振動等)
	廃棄物		産廃処理業の許可等	一般廃棄物の処理・施設許可
	浄化槽		浄化槽検査機関指定等	浄化槽設置指導監督
	自然保護	自然環境保護対策(企画)	自然環境保護対策(啓蒙・活動)	
	自然公園	国立公園(指定・管理)	国定・県立自然公園管理等(広域・大規模)	国定・県立自然公園管理等
生活一般	旅券	出入国管理	旅券の発行	旅券の申請受理・交付
	NPO	NPO認証(広域)	NPO認証(県内)	NPO認証(市町村内)
	消費者	消費者対策(企画、規制)	消費者対策(相談・啓発)	消費者対策(相談・啓発)
交通通信	交通	運輸施策(交通計画)	地域交通対策(広域)	地域交通対策
	運輸	自動車登録検査・海運業許可		
	航空	航空管制		
	情報	情報通信、放送(企画・監視)	地域情報基盤整備	地域情報基盤整備

【現状 現行法体系】

行政分野	分類	国	県(広域自治体)	市町村(基礎自治体)
社会資本	道路	高速道路・一般国道の整備管理	県管理国道・県道の整備管理	市町村道の整備管理
	河川	一級河川(指定区間外)管理	一級河川(指定区間)・二級河川管理	準用河川管理
	海岸		海岸環境整備・保全・利用	
	港湾	重要港湾指定	港湾管理(重要・県管理地方港湾)	港湾管理(市町村管理地方港湾)
	空港	空港管理(主要地方空港)	空港管理(地方空港)	
	砂防		砂防・地すべり指定管理	
	公園	都市公園(国営)	都市公園(広域)	都市公園
	景観	景観の規制取締	景観の規制取締(県条例)	景観の規制取締(市町村条例)
	下水道		流域下水道	公共下水道
	住宅 建築		公営住宅整備管理 建築基準	公営住宅整備管理
農林水産	農産振興 改良普及		生産力向上支援、ブランド育成等 農業改良普及事業	生産力向上支援、ブランド育成等
	農業団体	農業団体認可、検査(県域以上)	農業団体認可、検査(県域未満)	
	農地基盤	土地改良事業計画等(国営)	土地改良事業計画等(国営以外)	
	林業政策		森林組合設立認可等	
	林道	林道整備(大規模)	林道整備(広域・幹線)	林道整備
	鳥獣対策		鳥獣保護事業計画、捕獲許可	
	漁業調整	指定漁業許可	漁業許可、漁業権免許	
	漁港		漁港管理(2種～4種)	漁港管理(1種)
国土利用	国土利用	国土利用全国計画の策定	土地取引の監視・規制取締	
	都市計画		都市計画指定、地域地区の同意	地域地区の決定
			土地区画整理・市街地再開発事業許可	
	農地保全	農地確保基本指針の策定	農業振興地域の指定	農用地区域の指定
	森林保全	保安林指定(重要流域)	保安林指定(重要流域外)、管理	
産業経済	産業政策	産業政策(企画・助成)	地域産業政策	地域産業振興(地場・伝統工芸等)
	中小企業	中小企業対策(企画・助成)	中小企業対策(融資・助成)	
	商工団体	商工会議所設立認可	商工会・中小企業協同組合認可	
	商業振興		中心市街地活性化、大店立地	中心市街地活性化、商店街振興
	企業立地 観光		企業立地対策 観光振興(広域)	企業立地対策 地域観光振興
雇用労働	雇用	雇用施策(企画)	地域雇用施策	
	職業支援	職業安定(職業紹介・雇用保険)	職業能力開発支援(職業訓練)	
	労使	労使紛争調停等(中労委)	労使紛争調停等(地労委)	
	労働	労働基準、労働災害(企画・監督)		
教育文化	大学	公私立大学設置認可、国立大学運営	公立大学設置運営	公立大学設置運営
	高校		県立高校設置運営	公立高校設置運営
	小中学校			公立小中学校設置運営
	特殊諸学校		盲・ろう・養護学校設置運営	
	義務教育	義務教育(企画)	義務教育(学級編成・定数)	義務教育(教科書採択等)
	教員		教員人事(任免・給与決定等)	
	学校法人	法人指導(大学)	法人指導(高・小中・専門)	
	文化財	文化財の指定・規制(専門性・広域性が大)	文化財の指定・規制(専門性・広域性)	文化財の指定・規制



【県→市町村 権限移譲後】

行政分野	分類	国	県(広域自治体)	市町村(基礎自治体)
社会資本	道路	高速道路・一般国道の整備管理	県管理国道・県道の整備管理	市町村道・県道(地域完結)の整備管理
	河川	一級河川(指定区間外)管理	一級河川(指定区間)・二級河川管理	準用河川管理
	海岸		海岸環境整備・保全	海岸利用
	港湾	重要港湾指定	港湾管理(重要・県管理地方港湾)	港湾管理(市町村管理・県管理(地域利用))
	空港	空港管理(主要地方空港)	空港管理(地方空港)	
	砂防		砂防・地すべり指定管理	
	公園	都市公園(国営)	都市公園(広域)	都市公園
	景観	景観の規制取締	景観の規制取締(県条例)	景観の規制取締(市町村条例)
	下水道		流域下水道	公共下水道
	住宅		公営住宅整備管理	公営住宅整備管理
建築		建築基準(特定行政庁以外)	建築基準(特定行政庁)	
農林水産	農産振興		生産力向上支援、ブランド育成等	生産力向上支援、ブランド育成等
	改良普及		農業改良普及事業	
	農業団体	農業団体認可、検査(県域以上)	農業団体認可、検査(県域未満)	
	農地基盤	土地改良事業計画等(国営)	土地改良事業計画等(県・市町村営)	土地改良事業計画等(国・県・市町村営以外)
	林業政策		森林組合設立認可等(広域)	森林組合設立認可等(地域完結)
	林道	林道整備(大規模)	林道整備(広域・幹線)	林道整備
	鳥獣対策		鳥獣保護事業計画、捕獲許可(クマ)	鳥獣捕獲許可(クマ以外全般)
	漁業調整	指定漁業許可	漁業許可、漁業権免許	
漁港		漁港管理(2種(広域)～4種)	漁港管理(1種及び2種(地域完結))	
国土利用	国土利用	国土利用全国計画の策定		土地取引の監視・規制取締
	都市計画		都市計画指定、地域地区の同意	地域地区の決定
				土地区画整理・市街地再開発事業許可
	農地保全	農地確保基本指針の策定	農業振興地域の指定	農用地区域の指定
			農地転用(4ha超)	農地転用(4ha以下) 農地転用(指定市町村)
森林保全	保安林指定(重要流域)		保安林指定(重要流域外)、管理	
産業経済	産業政策	産業政策(企画・助成)	地域産業政策	地域産業振興(地場・伝統工芸等)
	中小企業	中小企業対策(企画・助成)	中小企業対策(融資・助成)	
	商工団体	商工会議所設立認可	商工団体認可(広域)	商工会・中小企業協同組合認可
	商業振興		商業振興(広域)	中心市街地活性化、商店街振興
	企業立地		企業立地対策	企業立地対策
	観光		観光振興(広域)	地域観光振興
雇用労働	雇用	雇用施策(企画)	地域雇用施策	
	職業支援	職業安定(職業紹介・雇用保険)	職業能力開発支援(職業訓練)	
	労使	労使紛争調停等(中労委)	労使紛争調停等(地労委)	
	労働	労働基準、労働災害(企画・監督)		
教育文化	大学	公私立大学設置認可、国立大学運営	公立大学設置運営	公立大学設置運営
	高校		県立高校設置運営	公立高校設置運営
	小中学校			公立小中学校設置運営
	特殊諸学校		盲・ろう・養護学校設置運営	
	義務教育	義務教育(企画)	義務教育(学級編成・定数)	義務教育(教科書採択等)
	教員		教員人事(任免・給与決定等)	
	学校法人	法人指導(大学)	法人指導(高・小中・専門)	
	文化財	文化財の指定・規制(専門性・広域性が大)	文化財の指定・規制(専門性・広域性)	文化財の指定・規制

2 権限移譲の基本的な考え方

(1) 権限移譲の推進に係る島根県の基本姿勢

地方分権の進展、市町村の自治能力の向上など、県と市町村を取り巻く環境の変化を踏まえ、住民に身近な総合行政主体である市町村の行政能力を強化し、住民の視点に立った行政サービスの向上や、地域の問題を地域自らで決定する範囲の拡大に資することを目指す「市町村優先の原則の徹底」を基本的な考え方として、県と市町村の適切な役割分担のもと、市町村の規模・体制の差も考慮しつつ、市町村への事務・権限の移譲を積極的に進めていく。

(2) 権限移譲の推進方法

権限移譲を具体的に推進していくに当たっては、各市町村の体制等がそれぞれ異なることから、次の点に留意して行う。

ア. 市町村が自由に選択できる権限移譲の推進

地域住民の意向を反映した自主的・主体的なまちづくりが出来るよう、市町村が自由に選択できることとする。

イ. 段階的な権限移譲の推進

権限移譲が市町村の行財政基盤の熟度に応じて、段階的に選択できることとする。

(3) 移譲対象となる事務・権限メニューの考え方

事務・権限の移譲事務の具体的なメニュー化や移譲の可否を判断するに際しては、下記の点に留意する。

ア. 移譲対象事務・権限の選定の判断基準

選定の判断基準は、以下のとおりとする。

① 住民起点

住民にとって分かり易く、住民の利便性の向上に結びつくこと

② 地域主体

住民に最も身近な市町村が、「自己決定・自己責任」の原則のもとに、個性豊かな自立型の地域づくりを担うことができること

③ 県と市町村のあるべき役割分担

各行政分野ごとに県と市町村のあるべき役割分担を整理し、それとの整合性がとれたものであること

なお、いずれの市町村においても遍く担うことが望ましい事務・権限という観点からではなく、市町村ごとの体制等に応じた自由選択制を前提として、市町村の選択肢（メニュー）として幅広く選定することとする。

イ. 包括移譲（パッケージ）方式

住民利便の向上と、県・市町村双方の行政効率の向上が可能なものは、業務的に関連する複数の「最小の移譲単位」を包括化（パッケージ）し、一括して移譲することを提案する。

ただし、条件整備等が必要な場合は、効率性を著しく妨げない範囲で、パッケージの中の「最小の移譲単位」で移譲できることとする。

ウ. 移譲対象メニューの随時見直し・追加

移譲対象となる事務・権限のメニューは、個別の法律改正や住民ニーズの状況変化等を踏まえ、随時見直し（ローリング）を行うこととする。

また、権限移譲計画のメニューとされていない事務についても、市町村からの申し出により、随時移譲の可否について検討することとする。

(4)権限移譲に伴う措置(財源措置・人的支援等)の考え方

権限移譲に際しては、事務・権限の内容・事務量に応じた「財源」「人」を適切に措置することが基本となる。

移譲された事務・権限が市町村において円滑に実施されるよう、県は市町村に対して次の財源措置及び人的支援その他の支援措置を講ずることとする。

ア.財源措置

- ① 「条例による事務処理の特例（自治法 § 252 の 17 の 2）」による移譲の場合
地方財政法第 28 条の規定に基づき、移譲を受けようとする市町村に超過負担が生じないように、「しまね市町村総合交付金（事務処理特例交付金）」により、事務処理の実態に見合う交付金措置を行う。
- ② 事務・権限が法定移譲される場合
福祉事務所や建築特定行政庁の設置、公共土木施設の管理等、個別法令に基づいて事務・権限が移譲される場合は、その内容に応じて地方交付税算定の対象となり、地方財政措置がなされる。

イ.人的支援

移譲に伴う必要な人員の確保については、上記の財源措置のなかに人件費相当分が含まれるため、基本的に市町村自らが組織体制を整備し、必要な人材を確保することが原則となる。

移譲事務の処理に専門的知識や技術を必要とする場合には、その習得や人材育成のため、「市町村への人材派遣制度」に基づく「県職員の派遣（自治法 § 252 の 17）」などのほか、市町村からの研修生の受け入れ等の人的支援を行う。

ウ.適切な事務処理確保のための基本的支援

- ① 市町村職員研修会等の開催
県は、必要に応じて市町村職員を対象とした説明会・研修会等を開催し、適切な事務処理が確保されるための支援を行う。
- ② 事務処理マニュアル等の作成
事務の引継ぎに当たっては、必要に応じて事務処理マニュアル等を作成する。
- ③ 条例等の整備に係る支援
移譲に伴い市町村が制定することとなる条例・規則等の整備に当たっては、必要に応じて助言等を行う。
- ④ 移譲後のフォローアップ
県は、移譲後においても市町村の相談等に対して適切に対応し、県・市町村間の連絡体制の確保や、必要に応じて市町村に出向いて助言等のフォローアップを行う。

第3 権限移譲の対象事務と手続き

(1) 行政分野別 事務・権限の移譲の考え方

【環境生活分野】

- 一般旅券の申請受理及び交付事務、NPO（特定非営利活動）法人の設立認証・監督事務など、住民生活に密接に関わる行政サービスの利便性の向上や事務処理の迅速化に結びつくものについては、市町村に事務権限を移譲していく。
- 消費者対策については、民間事業者の規制関係は複数市町村にまたがるか1市町村で完結するかで県と市町村で役割分担し、消費者苦情相談や啓発活動等については県・市町村双方の責務として連携協力して事務を行う。
- 自然公園（国定公園・県立自然公園）については、地域の指定や指定に係る実地調査等広域に亘るものは県が行い、公園内の行為の許可・規制等の公園管理は大規模なものを除き住民生活に密着したものについては市町村に事務権限を移譲していく。
- 公害防止対策については、排出基準の設定や大気汚染・ダイオキシンの監視など広域的な対応が必要なものは県が行い、騒音・振動・悪臭・ばい煙規制や土壌汚染対策等住民生活に密着し地域内で完結する事務については、専門職員の配置等体制整備が可能な市町村に事務権限を移譲していく。
- 廃棄物対策については、産業廃棄物は市町村の区域を越えて運搬・処分され、広域的及び専門的対応が必要であることから、引き続き県が規制監督していく。一般廃棄物は市町村の区域内処理が原則であり、現行法での市町村権限と併せて市町村による一元的な対応が可能となるよう、県の事務権限を移譲していく。

【健康福祉分野】

- 県民の保健・医療・福祉に関するニーズはますます高度化・多様化し、住民に身近な市町村において、住民の視点に立った、より細やかなサービス提供が求められており、市町村への事務権限の移譲を積極的に進めていく。なお、同様の観点から、福祉事務所等が行う事務についても、町村福祉事務所の設置促進などにより、市町村への事務権限の移譲を進めていく。

(一般的な事務・権限移譲)

- 医療行政のうち病院・診療所の開設、医療法人の設立許可等の医療機関本体の規制権限については広域医療圏の調整の観点から県が行うが、病院に関連する歯科技工所・衛生検査所・鍼灸マッサージ師等の登録届出事務等については市町村に事務権限を移譲していく。
- 薬事行政については、一般販売業・薬局開設の許可、毒劇物の規制取締事務は専門職員の配置等の体制が可能な市町村に移譲し、他方、麻薬・大麻・覚せい剤等の取締事務は広域性や警察司法等の関連から県が引き続き担う。
- 理美容業・クリーニング業・旅館業・公衆浴場業等の生活衛生分野の事業者の規制等については、統一の基準設定を県が行った上で実務の事務権限を市町村に移譲していく。
- 保育の実施は市町村の責務であり、民間保育所の設置者の多くは保育所のみを運営する法人であることから、実施する事業の事業所が一市町村の区域内のみに所在する社会福祉法人の設立及び保育所の設置認可等の事務権限を市町村に移譲していく。
- 介護保険については、実施主体は市町村であることから、広域的な調整を要する事務等を除き、可能な限り市町村に事務権限を移譲していく。なお、介護保険サービス事業者の指定等については改正された制度の定着状況を踏まえ統一の基準設定を県が行った上で、市町村に移譲していく。
- 障がい者福祉については、障害者自立支援法により身体・知的・精神の三障がいに係る福祉サービスを一元化した上で、サービスの提供は原則として市町村が行うこととなったことから、県は専門相談や人材育成等、広域的・専門的な事務を行うこととし、障がい者手帳の交付、在宅サービス事業者の指定等の事務権限は市町村に移譲していく。

(福祉事務所設置等による事務権限移譲)

- 生活保護や母子福祉などの事務については、市町村合併の進展や保健・福祉分野における市町村の役割重視の流れ等から、町村における福祉事務所の設置促進を図り、事務の移譲を進める。
- 市保健所の設置については、人口規模要件を30万人以上とする運用上の制限を緩和し、保健所運営に意欲と能力を有する市を地域保健法施行令の指定対象とするよう、国に対し引き続き働きかけるとともに、保健所設置を要件としないが薬事・保健・医療等、一定の体制を必要とする事務については、保健所設置の意向を有する市などに対して重点的に移譲を進めていく。

【農林水産分野】

- 農林水産業の振興や農山漁村の活性化に関する事務については、個別の法体系や国庫補助事業の仕組みのこともあり、県と市町村が一体となって重層的に行っているものが多い。今後、県と市町村の望ましい役割分担と連携を検討するなかで、国への制度改正の提案や市町村への事務権限の移譲を進めていく。
- 農地利用については、農業振興地域制度による農振地域の指定や農振地域整備計画の同意に関する事務は広域的農業振興の観点から引き続き県が行う一方で、個別の農地転用許可は、国に協議が必要となる4ha超のものを除き、市町村に移譲していく。但し、農地法に基づき、農林水産大臣が指定する市町村については、県と同様の権限を持つことができる。
- 国・県営及び市町村営以外の土地改良事業については、土地改良区の設立認可、換地計画・交換分合計画の認可等の許認可権限のうち、対象地域が市町村で完結するものについて事務権限を移譲していく。
- 保安林の指定・解除については、局所的な災害予防等を目的とする保安林はもとより、水源涵養や土砂崩壊防止等を目的とする保安林についても、市町村との協議を踏まえ可能なものは事務権限を移譲していく。
- 鳥獣保護・狩猟適正化等の鳥獣対策については、引き続き県で策定する鳥獣保護事業計画に基づき、鳥獣の捕獲許可に関する事務権限を、一部の鳥獣（広域的な保護管理を必要とするクマ）を除き、市町村に移譲していく。
- 漁業の管理については、漁業権の設定や漁業・漁船に係る許可・取締といった漁業調整事務は、広域的な海面に関する事務権限であり、引き続き県で担っていく一方で、漁船や遊漁船業の登録事務は市町村に移譲していく。
- 県管理漁港の整備・維持管理については、漁港利用の広域性・地域性を踏まえて、長期的に県・市町村の管理者の再編について検討していく。
当面、1市町村内で受益が完結すると判断される漁港を対象に、市町村からの申し出に応じ協議が整うものについて、漁港管理者としての事務権限を一括して移譲する。

【商工労働分野】

- 民間の事業活動の許認可等に関する事務については、複数市町村にまたがる広域的な事業活動の規制は県が行い、規制の目的や効果が市町村の区域内に基本的に留まるものについては市町村で事務処理が完結するよう、事務権限を移譲していく。
(県 — 地域産業集積活性化計画の承認、旅行業の登録等
市町村 — 中小企業等協同組合の認可、大規模小売店舗の届出受理等)
- 商工会議所や商工会の活動に対する許認可事務等は、地域における商工業の振興に関するものであり、市町村が地域において一元的に商工施策を実施できるよう、事務権限を移譲していく。
- 職業訓練・雇用支援等の労働行政については、基本的に市町村の区域を超えた広域的な事務であり、国の職業労働行政との連携の観点からも、引き続き広域自治体である県で担っていくことが適当である。

【土木分野】

- 県管理国道及び県道の整備・維持管理については、道路管理の責任を明確にする観点から道路管理者としての事務を一括して行うものとし、一部権限のみの移譲は行わない。移譲にあたっては市町村道への移管を原則とするが、市については道路法第17条第2項の規定に基づき県に協議し、同意を得る方法もある。対象路線・区間については、申し出のある具体的な路線、区間により現状路線の性質、整備状況や今後の整備計画、管理能力などから協議（判断）することとするが、空港や高速道路などと連絡する主要な路線を除く一市町村で起終点が完結する路線を対象とする。
なお長期的には、県・市町村それぞれが担うべき道路のあり方について検討し、整理していく。
- 県管理河川（1級河川の指定区間及び2級河川）の整備・維持管理については、現行法で移譲（市町村が河川管理者となる）はできないものと考えられ、県が引き続き担っていく。しかし、環境整備などの河川工事や河川の維持の一部については現行法でも市町村の実施が可能であり、市町村自らが地域の特性に配慮しながら施工できるため、当面はこの制度の活用を図る。
- 県管理港湾の整備・維持管理については、港湾利用の広域性・地域性を踏まえて、長期的に県・市町村の管理者の再編について検討していく。
当面、1市町村内で受益が完結すると判断される港湾を対象に、市町村からの申し出に応じ協議が整うものについて、港湾管理者としての事務権限を一括して移譲する。
- 海岸(港湾海岸・河川海岸)管理については、占用許可等の日常的な管理事務に関し、海岸法に基づく知事との協議により要望のある市町村に対し移譲する。
- 砂防、地すべり、急傾斜の指定地等における事業実施及び占用許可等の管理事務については、個々の区域指定は小さいものの、防災の観点からの広域的調整や管理が必要であること、施設工事全体で多大な費用を要することから、引き続き県で担っていく。
- 都市計画における区域区分の決定については、区域指定の影響が市町村の範囲を超える広域的なものであることから県で引き続き行い、用途地域等の地域地区決定については広域調整の観点から県が引き続き関与する。
都市計画事業地内における建築許可等の規制権限及び個人施行の都市計画事業の認可は市町村に移譲していく。
- 土地区画整理事業や市街地再開発、屋外広告物等、都市行政の開発行為規制等に関するものは、まちづくりの観点から市町村が積極的に担うべき事務であり、法律上県に義務づけられた助言等の事務を除き、市町村に事務権限を移譲していく。
- 建築行政については、建築主事の配置・特定行政庁の設置が可能な市町村に対し、順次建築基準法等の事務権限を移譲していく。

【その他】

- 液化石油ガス・高圧ガス等の規制取締に係る権限については、安全安心な住民生活に関わる分野で市町村の消防行政とも密接に関連することから、市町村消防本部が担うことを前提に、市町村に事務権限を移譲していく。
- 土地取引の届出・勧告等、国土利用計画法に係る各種の区域指定や規制・勧告事務については、市町村のまちづくりと密接に関連することから、市町村に事務権限を移譲していく。
- 市町村立学校教職員の採用・人事・給与の決定等、義務教育教職員の人事任免権とそれに付随する事務については、国の制度改正の状況を踏まえた上で、必要に応じ、県と市町村とで構成する「教員人事権移譲に関するワーキング会議」で調査・研究を行うこととしており、その結論をまっけて対応する。
- 文化財保護については、国指定・県指定の文化財の各種の規制権限について、専門性や広域性の観点から県と市町村で適切に役割分担し、事務を担っていく。

(2) 行権限移譲メニュー一覧表と包括移譲(パッケージ)方式

ア. 権限移譲メニュー一覧表

事務・権限の移譲事務は、別紙メニュー一覧表のとおりとする。

なお、一覧表の各事務は権限移譲にあたっての最小移譲単位となるものであるが、関連性の高い事務権限を市町村において包括的に処理することが出来るよう、環境生活・健康福祉・農林水産・商工労働・土木・その他の各分野において、一連の事務権限ごとに包括化(パッケージ化)し、権限移譲を協議する場合の基本とする。

イ. パッケージ設定の考え方とパッケージ一覧表

下記の考え方により、移譲協議の基本となるパッケージを設定する。

- ① 行政分野ごとに事務の関連が高いもの
- ② 事務を行うに際し、一つの自治体で一連して処理する方が効果的・効率的なもの
- ③ 住民の利便性向上や窓口の混乱回避につながるもの。

パッケージ一覧表は、別紙のとおりとする。

(3)権限移譲に伴う具体的な財源措置・人的支援

ア.財源措置

県から市町村へ権限移譲した場合、地方財政法第28条に基づき、県は移譲した市町村に対して、その事務を執行するに要する経費について必要な財源措置をしなければならない。

財源措置の方法としては、地方財政措置（普通交付税・特別交付税）、しまね市町村総合交付金交付要綱（平成10年4月1日付け9地発第347号）に基づく事務処理特例交付金、その他業務委託費により行う。

(ア) 地方財政措置による財源措置

社会福祉法に基づく福祉事務所の設置、建築基準法に基づく特定行政庁の設置、道路法に基づく道路管理主体の変更など個別法に基づき事務・権限が移譲されるものの一部は、その内容に応じて地方交付税算定の対象となり、地方財政措置により財源措置を行う。（地方財政措置の対象となる事務については、別紙「移譲対象の事務・権限メニュー一覧表」の特記事項に記載）

(イ) 事務処理特例交付金による財源措置

事務処理特例条例により市町村へ権限の移譲を行う場合、市町村での事務処理に必要な経費の財源措置として、当該市町村に対し、「しまね市町村総合交付金（事務処理特例交付金）」を交付する。

この交付金の算定にあたっては、原則として、各事務ごとに「件数比例交付金」「固定費加算金」「初年度加算金」「特別加算金」の構成からなる基本スキームに基づき行うこととする。

なお、各事務ごとの交付金については別途定める。また、各事務ごとの交付金は法律改正や物価変動等の状況を踏まえ、必要に応じ見直しを行っていく。

【交付金の基本スキーム】

$$\boxed{\text{件数比例交付金}} + \boxed{\text{固定費加算金}} + \boxed{\text{初年度加算金}} + \boxed{\text{特別加算金}}$$

件数比例交付金

移譲事務の処理にあたっての基本的な経費で、事務処理件数に基準単価をかけて算出するもの（事務の移譲に伴って手数料等の収入が発生する場合は、当該財源相当分は控除する。）

件数比例交付金 = 基準単価 × 事務処理件数 - 手数料収入

基準単価 = 人件費 + 事務費

・ 人件費：1件あたりの標準事務処理時間 × 人件費単価

・ 事務費：1件あたり必要な事務費（旅費、需用費、役務費、その他）

・ 事務処理件数 = 事務を行う場合の標準的な設定単位（1件）を基にした年間の実績件数

固定費加算金

事務処理件数の有無に関わらず必要な、年間固定経費相当分

固定費加算金 = 基礎分 + 個別事情分

- ・基礎分：原則として1件の事務を処理する経費相当分（基準単価）
- ・個別事情分：個別の特殊事情により必要な経費（審議会の開催経費、義務的な研修会の旅費など）

初年度加算金

新たに移譲事務の処理を開始する年度に限り、事務の執行体制を整備するために交付するもの

初年度加算金 = 基礎分 + 個別事情分

- ・基礎分：1事務・権限あたり5万円（ただし、関連事務がある場合は、関連事務単位で設定）
- ・個別事情分：必要額の1/2（特別に必要な備品、義務的な研修会の旅費など）

特別加算金

通常予測し得ない特別の事情が生じ、知事が特別の経費を要すると認める場合に、その経費を措置するもの

（例：裁判等の訴訟費用など。個別の事情に応じ、県と市町村で別途協議して決定する。）

（ウ）業務委託費による財源措置

事務権限の性質により一部の事務・権限については、業務委託契約に基づく委託費により財源措置を行う。

イ. 人的支援

移譲に伴う必要な人員の確保については、上記の財源措置のなかに人件費相当分が含まれるため、基本的に市町村自らが組織体制を整備し、必要な人材を確保することが原則となるが、移譲事務の処理に専門的知識や技術を必要とする場合には、その習得や人材育成のため、県は以下の人的支援を行うこととする。

移譲前	1) 市町村からの研修生の受け入れ
	2) 「市町村への人材派遣制度」に基づく県職員の派遣（移譲準備）
	3) 市町村へ出張しての助言
移譲後	1) 「市町村への人材派遣制度」に基づく県職員の派遣（移譲事務従事）
	2) 市町村へ出張しての助言

(ア) 「市町村への人材派遣制度」に基づく県職員の派遣

i) 県では、平成17年に「市町村への人材派遣制度」（平成17年1月11日付け人第673号）を設けており、権限移譲に伴う県職員の派遣は、同制度に基づき行うこととする。

具体的には、地方自治法第252条の17に基づき、市町村の要望を受けて、担当事務内容、期間等につき県と市町村で協議、合意のうえ実施することとし、実施に当たっては協定書を締結する。

ii) 1市町村当たりの派遣人員は、原則として1～2名を限度とする。

選定に当たっての優先順位づけは、各市町村の希望する職や業務、対応可能な適任者の有無等をもとに総合判断する。

iii) 派遣職員の身分、給与負担、処遇等は、以下のとおりとする。

類型	身分	給与	時間外・特勤 ・休日・夜間 勤務等 手当	旅費	赴任手当 帰任手当	勤務条件等	共済組合 災害補償	健康管理
①移譲前派遣	併任	市町村負担	市町村負担	市町村負担	市町村負担	派遣先の規定	市町村負担	市町村
②移譲後派遣 (地方財政措置 等対応分)								
③移譲後派遣(事務処理特例 交付金対応分)	併任	県負担	県負担	県負担	県負担	派遣先の規定	県負担	県

※給与の支給方法

「①移譲前派遣」及び「②移譲後派遣（地方財政措置等対応分）」の場合は、県において給与を支給し、派遣先市町村が所要額を負担金として納付することを原則とする。

「③移譲後派遣（事務処理特例交付金対応分）」の場合は、給与は県において支給し、事務処理特例交付金（市町村総合交付金）の算定に当たっては人件費分を計上しない。

iv) 移譲後派遣の派遣時期は4月を原則とし、派遣要望は、基本的には「権限移譲の協議申出書」の提出にあわせて前年8月末までに申し出ることとする。

ただし、県においても職員数が僅少な職種については、移譲年度の前年3月末までに申し出ることとする。

移譲前派遣の場合は、派遣希望時期を勘案し、十分な協議期間を確保したうえで申し出ることとする。

(イ) 市町村からの研修生の受け入れ

i) 市町村の要望を受けて、内容、期間等につき県と市町村で協議、合意のうえ実施する。研修期間が相当程度の長期に及ぶ場合は、予め協定書を締結する。

ii) 研修生の給与等は市町村の負担とする。

(ウ) 市町村へ出張しての助言

市町村の要望を受けて、内容、期間等につき県と市町村で協議、合意のうえ実施する。

(4) 移譲時期と申し出手順

ア. 移譲の時期

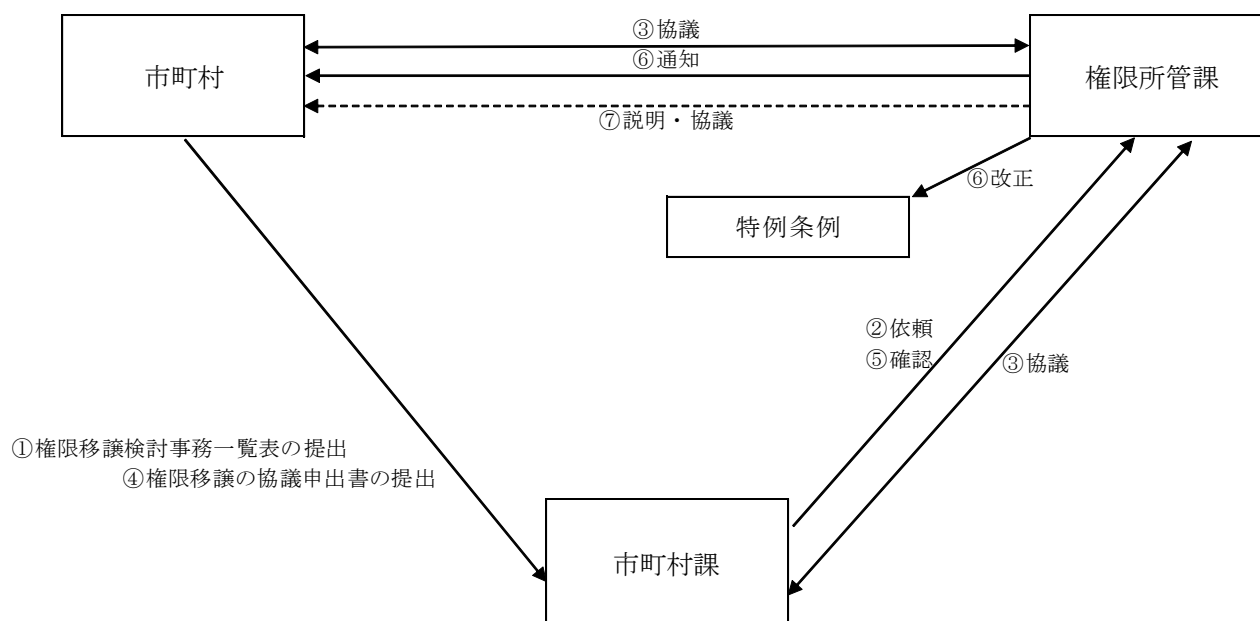
事務権限の移譲時期は、原則として毎年4月1日とする。ただし、特別な事情がある場合は、個別に協議の上、移譲時期等を決定することとする。

イ. 移譲協議の流れ

基本的には次のスケジュールのとおりとし、個別事務・権限の内容や市町村の状況により弾力的な対応を行う。

時 期	内 容	
4月～6月	「権限移譲検討事務一覧表」の提出	①
5月～8月	事務処理体制、事務の詳細、課題整理などの調整	② ③
8月末	「権限移譲の協議申出書」の提出	④
9月～3月	移譲可否の最終決定、条例改正(12月議会)、事務引継など	⑤ ⑥
翌年4月	事務・権限の移譲	

ウ. 基本的な移譲の流れイメージ図



エ. 具体的な移譲の手続き

- ① 権限移譲を希望する市町村は、翌年度以降の移譲の検討を行っている事務権限について、「権限移譲検討事務一覧表」を市町村課に提出する。
- ② 権限移譲検討事務一覧表の提出を受けた市町村課は、当該事務権限を所管する課（権限所管課）に対して、希望市町村との移譲に向けた事前協議を行うよう依頼する。
- ③ 依頼を受けた権限所管課は、希望市町村の事務処理体制の確認、事務の詳細な情報提供、課題整理等を行う。その際、必要に応じて関係地方機関や関係市町村と調整を行う。
- ④ 権限移譲を希望する市町村は、事前協議が整ったものについて、「権限移譲の協議申出書」により市町村課に移譲の協議を申し出るものとする。
- ⑤ 協議申出書の提出を受けた市町村課は、権限所管課に対して、希望市町村との事前協議が整っているか最終確認を行う。
- ⑥ 権限移譲を行うこととなった場合は、権限所管課において「知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」又は「島根県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」の改正等を行い、希望市町村へ通知する。
- ⑦ 既に市町村に権限移譲している事務等について、法改正等により新たな事務が追加になった場合などに、住民の利便性等の観点から、速やかに対応するため、県から市町村へ事務内容を説明し協議の申し出を行うことがある。

第4 今後の権限移譲の取り組み

今わが国の行財政システムは、歴史的転換点とも言うべき大きな変わり目に直面しており、従来の中央主導の画一的行政システムから、地域のことは地域自らで決める地域主導型行政システムに社会構造を大きく変革する必要があります。

そういう観点から、「地方分権」及びその一環としての「権限移譲」の推進は、今後長期に亘る不断の取り組みとして進めていかなければなりません。

県は、地方行政のパートナーである市町村と連携しながら、引き続き下記の点に留意しながら、権限移譲の取り組みを進めていきます。

ア. 時代状況に応じた権限移譲計画の適切な見直し

今後、個別の法律改正や権限移譲を取り巻く環境・体制等の状況変化に応じ、随時適切に権限移譲計画の内容を見直していきます。

イ. 権限移譲に係る国の制度的障壁の除去に向けての提案

望ましい権限移譲を進めるうえで、現時点において様々な国の法律上の制約や国庫補助金・地方財政制度上の障害があることから、制度の改善や規制緩和に向けての具体的な提案を国に対し行っていきます。

ウ. 地方分権・権限移譲に係る社会全体の意識醸成

国・県・市町村の関係のあり方を見直し、真の分権型社会を創るためには、国民及び社会全体の理解と協力が必要なことから、地方行政に関わる関係者・関係機関はもとより、広く住民への周知啓発に努めていきます。

別紙

- ・ 権限移譲パッケージ一覧表
- ・ 移譲対象の事務・権限メニュー一覧表

権限移譲パッケージ一覧表

大分類	中分類	パッケージ	事務・権限数	主な事務		
1・環境生活	生活一般	NPO	1	NPO(特定非営利活動法人)の設立認証、監督等		
		消費生活	10	不当景品類及び不当表示の中止等の指示、JAS法に基づく事業者に対する調査・指導		
		旅券	1	一般旅券の申請受理、交付		
	環境	自然公園	2	国立公園特別地域内における行為の許可等		
		水質保全	8	水質汚濁防止法に係る特定施設の設置等の届出受理等		
		大気汚染防止	7	大気汚染防止法に係る排出施設の届出等		
		騒音、振動、悪臭	6	騒音、振動、悪臭規制に関する地域指定等		
		廃棄物	1	一般廃棄物施設の設置許可等		
		浄化槽	1	浄化槽の設置等の届出受理		
	小 計			37		
2・健康福祉	福祉	社会福祉法人	1	社会福祉法人の認可等(保育所を除く)		
		福祉事務所 母子・寡婦福祉	6	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付事務 生活保護の要否等の決定等		
		高齢者福祉・介護 児童福祉	13	養護老人ホーム等の設置届の受理等 民間設置施設の許可、無認可施設の事業開始等の届出等		
		精神障がい者保健福祉 障がい者福祉	3	精神障がい者保健福祉手帳の申請受理、交付等		
			4	指定障がい福祉サービス事業者の指定、指導監査等		
			2	看護職員等の業務従事者届出の受理		
	保健・衛生	医療等従事者	4	衛生検査所の登録、柔道整復施術所、あん摩マッサージ等の施術所の開設届出等		
		母子保健	1	小児慢性特定疾病医療費助成の認定等		
		専用水道	2	専用水道、簡易専用水道の立入検査等		
		温泉利用	1	温泉利用の許可等		
		薬事	12	薬局開設の許可、毒物等の販売業の登録等		
		生活衛生	7	旅館業の営業許可、理美容所、クリーニング所の開設の届出等		
		食品衛生	1	食鳥処理の事業許可等		
		化製場	1	化製場の許可等		
		動物愛護	2	動物取扱業の登録等、負傷動物等の発見者の通報措置等		
		小 計			67	
		3・農林水産	農林水産	農業経営	4	エコファーマーの認定
				畜産経営	2	家畜排せつ物の適正管理指導
				土地改良	14	土地改良区役員変更届出の受理、換地計画の認可、工事完了届の受理
林業経営	6			生産森林組合の設立認可、林業経営改善計画の認定		
鳥獣対策	1			鳥獣の捕獲許可		
水産業経営	5			漁船登録		
漁港	4			漁港の維持管理		
国土利用	3			農地転用許可		
森林保全	5		保安林の指定・解除、開発行為の許可			
小 計			44			
4・商工労働	産業経済	経営革新	1	経営革新計画の承認等		
		電気工事業	1	電気工事業の登録等		
		工場立地	1	特定工場の新設の届出受理等		
		商工団体	6	商工会議所の定款変更、商工会の設立認可等		
		大店立地法	1	大規模小売店舗立地法に基づく届出の受理等		
		小 計			10	
5・土木	社会資本	道路	7	県管理国道・県道の管理		
		海岸	3	海岸の管理		
		港湾	6	港湾の管理		
		建築	11	建築物の建築等に関する確認		
		県営住宅管理	1	県営住宅の管理		
	国土利用	都市計画	12	都市計画区域等における開発行為の許可等に関する事務		
		採石	2	砂利採取計画に関する事務		
国土調査			1	基本測量及び公共測量等に関する事務		
小 計			43			
6・その他	安全	ガス規制	4	液化石油ガス販売事業者の立入検査		
	国土利用	土地取引	1	土地取引の届出受理、遊休土地の調査		
	教育文化	教職員手当	3	市町村立学校教職員の児童手当 扶養手当・単身赴任手当の認定		
		史跡名勝天然記念物	2	史跡名勝天然記念物の現状変更の許可		
		埋蔵物	1	警察からの埋蔵物の受領		
		宗教法人	2	設立認証、登記事項の届出の受理		
小 計			13			
合 計			214			

移譲対象の事務・権限メニュー一覧表

1. 「条件」欄

専門職員の配置など一定の規模・体制等が必要な場合、地域要件等から一定のケースを移譲対象外とする場合など、移譲に当たっての条件を記載しています。

2. 「特記事項」欄

複数の事務・権限を一連の事務として必ずセットで移譲する必要があるものについては、その旨を記載しています。
また、その他の課題、留意事項等についても記載しています。

3. 「市町村関与」欄

現行事務フローの中での市町村関与の度合いについて、次の基準に基づきA B Cの3つに区分して記載しています。

(基準)

- A・・・現行において、事務の多くの部分を市町村が担っている。
(例、農地転用、市町村立学校教職員の手当認定)
- B・・・現行において、受付窓口等事務の一部を市町村が事務を担っている。
(例、特別児童扶養手当の認定等、都計法に基づく開発行為許可申請の受理)
- C・・・現行において、市町村の関与はほとんどない。

4. 「体制等の難易度」欄

事務処理に必要な市町村の体制等の難易度について、次の基準に基づきA B Cの3つに区分し記載しています。

(基準)

- A・・・比較的事務処理の容易なものであり、市町村の規模にかかわらず、事務・権限の移譲が事務マニュアルのみ、あるいは短時間の研修で可能な事務。
(例、書類審査のみの届出等の受理、身体障害者相談員の委託)
- B・・・A、C区分以外の事務。
- C・・・比較的高度専門性を要する事務であり、一般的に、現在の市町村において事務処理に必要な専門職員(資格職)を有していないと思われる事務。
(例、特定行政庁、薬局の開設許可等薬剤師が必要な事務)

移譲対象の事務・権限メニュー一覧表(H27計画ローリング後)

大分類1:環境生活

中分類	パッケージ	番号	事務・権限の名称	根拠法令等	枝番	事務・権限の内容	条件等	特記事項	市町村 関与	体制 等の 難易 度	所管課	担当 グループ名
生活一般	NPO	1	特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立・運営・監督に関する事務	特定非営利活動促進法 島根県特定非営利活動促進法施行条例等		特定非営利活動法人の設立、定款変更、報告、解散、合併、清算、監督等	一の市町村内のみに事務所があるものに限る。 特定非営利活動法人の認定及び仮認定に関する事務を除く。	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、海士町、西ノ島町へ移譲済	C	B	環境生活 総務課	NPO活動 推進室
		2	家庭用品の品質表示に関する事務	家庭用品品質表示法		表示事項の表示・遵守事項の遵守の指示及び 立入検査等	①立入検査以外=事務所等が一の市町村内のみにある事業者に限る。 ②立入検査=その市町村内にある事務所等に限る。	H15年計画(No.54) 地域主権改革により全市に法定移譲	C	B	環境生活 総務課	消費とくらし の安全室
		3	消費生活用製品の安全に関する事務	消費生活用製品安全 法		業務状況報告徴収、立入検査及び製品の提出 命令	その市町村内にある事務所等に限る。	H15年計画(No.55) 地域主権改革により全市に法定移譲	C	B	環境生活 総務課	消費とくらし の安全室
		4	標準価格の表示等に関する事務	国民生活安定緊急措 置法		未表示小売業者に対する指示、公表等、小売 業者に対する指定物資の価格引下指示、公表 及び立入検査	事業場が一の市町村内のみにある事業者に限る。		C	B	環境生活 総務課	消費とくらし の安全室
		5	消費生活協同組合に関する事務	消費生活協同組合法		組合員以外の者に利用させることの許可	一の市町村を区域とする生協に限る。		C	A	環境生活 総務課	消費とくらし の安全室
		6	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対 する緊急措置に関する 法律	生活関連物資等の買 占め及び売惜しみに対 する緊急措置に関する 法律		特定物資の価格、動向調査及び生活関連物資 等の売渡指示、不服事業者への売渡命令及び 立入検査等	①生産等の事業者=一の市町村内のみに事務所等がある者に限る。 ②小売事業者=その市町村内にある事務所等に限る。 ③多量保管者への立入検査=その市町村内にある倉庫等に限る。		C	B	環境生活 総務課	消費とくらし の安全室
		7	特定商取引に関する事務	特定商取引に関する法 律		訪問販売業者等に対する立入検査、指示、命 令等	一つの市町村に完結する事業者に限る。	H15年計画(No.57)	C	B	環境生活 総務課	消費とくらし の安全室
		8	不当景品類及び不当表示防止に関する事務	不当景品類及び不当表 示防止法		中止等の指示、立入検査、消費者庁への措置 請求等	一つの市町村に完結する事業者に限る。	H15年計画(No.56)	C	B	環境生活 総務課	消費とくらし の安全室
		9	食品表示法に基づく事務	食品表示法		食品及び添加物の表示事項の改善の指示、命 令等	都道府県、保健所を設置する市が行う事務であり、食品衛生監視員の配置 等、組織体制の整備が必要である。	JAS法、食品衛生法及び健康増進法の3法で規定さ れていた食品の表示基準が食品表示法として一本化 され、平成27年4月1日から施行。 なお、「農林物資の規格化」についてはJAS法として残 る。	C	B	事業衛生 課	食品衛生G
		10	計量に関する事務	計量法		特定商品の立入検査、措置の勧告、公表、命 令等	検査用のはかりが必要。	H15年計画(No.58)	C	A	商工政策 課	計量G
		11	電気用品販売者に対する立入検査等に関する事務	電気用品安全法		報告の徴収・立入検査の実施等		H15年計画(No.59) 雲南市へ移譲済 地域主権改革により全市へ法定移譲	C	A	産業振興 課	総務企画G
旅券	一般旅券の発給等に関する事務	旅券法	(1)	旅券発給等の申請の受理及びそれに伴う旅券 の交付	緊急発給等は除く。	浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、 奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野 町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町 へ移譲済	C	B	文化国際 課	旅券スタッ フ		
		旅券法	(2)	旅券の紛失又は焼失届出の受理、返納された 旅券の受理及び返納を受けた旅券の還付					文化国際 課	旅券スタッ フ		
環境	自然公園	13	国定公園に関する事務	自然公園法	(1)	国定公園の特別地域内における行為の許可等	一つの市町村を越えるもの又は大規模(自然公園条例に係る移譲の考え方に 準ずる)なものを除く。		B	B	自然環境 課	自然保護G
				自然公園法	(2)	国定公園の特別地域内における既着手行為、 非常災害応急措置等に係る届出の受理	一つの市町村を越えるものは除く。	自然環境 課			自然保護G	
				自然公園法	(3)	国定公園の普通地域内行為の届出の受理、禁 止・制限等の命令等	条件として、行為の許可権限の範囲と同じ。	自然環境 課			自然保護G	
				自然公園法	(4)	国定公園内における法違反行為に対する中止 命令等、許可行為者等に対する報告の徴収、 立入検査等	同上	自然環境 課			自然保護G	
14	自然公園内(国定、県立)において、国及び県の機関 が行う行為に係る協議等に関する事務	自然公園法、島根県自 然公園条例		国定公園、県立自然公園内において国及び県 の機関が行う行為に係る協議(申請)に対す る同意(許可)等	広域的又は大規模な行為は除く。		B	B	自然環境 課	自然保護G		
水質保全	水質汚濁防止に関する事務(事業場の規制)	水質汚濁防止法				特定施設の設置等の届出受理、特定施設の改 善等の命令、特定事業場への立入検査等、水 質事故時等の応急措置命令等	科学的、技術的な知見を有する専門職員 の配置が必要。	セト(15、16、17、18、19) 湖沼法に基づく「事業場等の規制」、土壌汚染対策法 に基づく「土壌の汚染状況の調査」と関連があるため、一括での移譲が必要。また、「特定工場における 公害防止組織の整備に関する法律」に基づく「汚水等 排出施設」に関する事務とも関連があるため、一括で の移譲が必要。 H15年計画(No.33)	C	B	環境政策 課	水環境G
						特定工場における公害 防止組織の整備に関する 法律	公害防止統括者等の解任命令、選任・解任の 届出等	科学的、技術的な知見を有する専門職員 の配置が必要。 個別法(水質汚濁防止法等)の移譲範囲に整合させる必要がある。	セト(15、16、17、18、19) H15年計画(No.34)	C	B	環境政策 課

中分類	パッケージ	番号	事務・権限の名称	根拠法令等	枝番	事務・権限の内容	条件等	特記事項	市町村関与	体制等の難易度	所管課	担当グループ名		
		17	水質汚濁防止に関する事務(汚水特定施設の規制)	島根県公害防止条例		汚水特定施設の設置等の届出の受理、汚水特定施設の改善命令・立入検査等	科学的、技術的な知見を有する専門職員の配置が必要。	セット(15、16、17、18、19) 水質汚濁防止法に基づく「特定事業場の規制」と関連するため、一括での移譲が必要。 H15年計画(No.35)	C	B	環境政策課	水環境G		
水質保全		18	湖沼の水質保全に関する事務(水質の保全に関する特別の措置)	湖沼水質保全特別措置法	(1)	湖沼特定事業場に係る改善命令等、指定施設の設置等の届出受理・改善命令・立入検査等、準用指定施設に係る改善命令、立入検査等、特定施設の設置者以外の者に対する指導等	科学的、技術的な知見を有する専門職員の配置が必要。	セット(15、16、17、18、19) 水質汚濁防止法に基づく「特定事業場の規制」と関連するため、一括での移譲が必要。	C	B	環境政策課	宍道湖・中海対策推進室		
					(2)	流出水対策地区の指定、変更 流出水対策推進計画の策定、土地所有者等への指導等	科学的、技術的な知見を有する専門職員の配置が必要。	複数の市町村に係る場合は県の関与が必要になる。			環境政策課	宍道湖・中海対策推進室		
					(3)	湖辺環境保護地区の指定、変更 保護地区内の行為の届出の受理等 保護地区内の行為の禁止等の命令、原状回復等の措置等	科学的、技術的な知見を有する専門職員の配置が必要。	複数の市町村に係る場合は県の関与が必要になる。			環境政策課	宍道湖・中海対策推進室		
		19	土壌汚染対策に関する事務	土壌汚染対策法	(1)	土地所有者等への汚染状況の調査の命令、有害物質使用特定事業場の使用廃止等の通知等、該当の土地への立入検査等	科学的、技術的な知見を有する専門職員の配置が必要。	セット(15、16、17、18、19) 水質汚濁防止法に基づく「特定事業場の規制」と関連するため、一括での移譲が必要。	C	B	環境政策課	水環境G		
					(2)	指定区域の指定、解除 指定区域台帳の調整等	科学的、技術的な知見を有する専門職員の配置が必要。	複数の市町村に係る場合は県の関与が必要になる。			環境政策課	水環境G		
					(3)	汚染の除去等の措置命令、土地の区画形質の変更の届出の受理・計画変更命令・立入検査等	科学的、技術的な知見を有する専門職員の配置が必要。	国、地方公共団体等が出えんする基金を活用し、措置を命じた地方公共団体が措置に要する費用の助成制度を整備することができることになっている。(基金への出えん、助成の上乗せあり)			環境政策課	水環境G		
		20	水質汚濁防止に関する事務(生活排水対策)	水質汚濁防止法		生活排水対策重点地域の指定、変更	科学的、技術的な知見を有する専門職員の配置が必要。	セット(20、21、22) 複数の市町村に係る場合は県の関与が必要になる。	C	B	環境政策課	水環境G		
		21	環境基準の類型指定に関する事務(水質汚濁に係るもの)	環境基本法		公共用水域の水質汚濁にかかる類型の指定	科学的、技術的な知見を有する専門職員の配置が必要。	セット(20、21、22) H15年計画(No.36)	C	B	環境政策課	水環境G		
		22	環境規制に係る常時監視に関する事務(水質汚濁関係)	水質汚濁防止法	(1)	公共用水域及び地下水の水質の常時監視	科学的、技術的な知見を有する専門職員の配置が必要。	セット(20、21、22)	C	B	環境政策課	水環境G		
					(2)	監視結果の報告、公表	科学的、技術的な知見を有する専門職員の配置が必要。	県全域での状況把握のため、県でのとりまとめも必要になる。			環境政策課	水環境G		
					(3)	公共用水域及び地下水の水質の測定計画の作成	科学的、技術的な知見を有する専門職員の配置が必要。	県全域での状況把握のため、県でのとりまとめも必要になる。			環境政策課	水環境G		
					(4)	緊急時の措置命令等	科学的、技術的な知見を有する専門職員の配置が必要。	区域が複数の市町村にわたる場合は県の関与が必要になる。			環境政策課	水環境G		
大気汚染防止		23	ダイオキシン類対策特別措置法に関する事務	ダイオキシン類対策特別措置法		特定施設の設置の届出、変更の届出、使用停止、改善命令等	届出審査や事業指導を行うに当たり専門的な知識が必要。	セット(23、24) H15年計画(No.43、No.44)	C	B	廃棄物対策課	指導G		
						特定工場における公害防止統括者等の設置等に関する事務(ダイオキシン類関係)	公害防止統括者等の解任命令、選任・解任の届出等	科学的、技術的な知見を有する専門職員の配置が必要。 個別法(ダイオキシン類特別措置法等)の移譲範囲に整合させる必要がある。	セット(23、24) H15年計画(No.41)	C	B	環境政策課	大気環境G	
						公害防止統括者等の設置等に関する事務(大気関係)	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	公害防止統括者等の解任命令、選任・解任の届出等	科学的、技術的な知見を有する専門職員の配置が必要。 個別法(大気汚染防止法)の移譲範囲に整合させる必要がある。	セット(25、26、27、28) H15年計画(No.40)	C	B	環境政策課	大気環境G
						大気汚染防止に関する事務	大気汚染防止法	(1)	ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設の設置の届出、施設構造の変更の届出、施設の計画の変更命令、改善命令、立入検査等	届出審査や事業指導において専門知識を要するため、化学物質・公害防止・分析手法に関する知識を有する人材の確保、分析設備の整備又は分析の業者委託が必要。	セット(25、26、27、28) H15年計画(No.38、No.39)	C	B	環境政策課
	大気汚染防止法	(2)	特定粉じん排出等作業の実施の届出、計画の変更命令、作業基準適合命令等	届出審査や事業指導において専門知識を要するため、化学物質・公害防止・分析手法に関する知識を有する人材の確保、分析設備の整備又は分析の業者委託が必要。	H15年計画(No.38、No.39)	環境政策課	大気環境G							
	大気汚染防止法	(3)	指定物質排出施設の排出及び抑制に関する勧告等	事業指導において専門知識を要するため、化学物質・公害防止・分析手法に関する知識を有する人材の確保、分析設備の整備又は分析の業者委託が必要。		環境政策課	大気環境G							

中分類	パッケージ	番号	事務・権限の名称	根拠法令等	枝番	事務・権限の内容	条件等	特記事項	市町村関与	体制等の難易度	所管課	担当グループ名	
		27	ばい煙に関する規制事務	島根県公害防止条例		特定施設の設置の届出の受理、構造等の変更の届出の受理、計画の変更等の命令、改善命令、立入検査等	届出審査や事案指導において専門知識を要するため、化学物質・公害防止・分析手法に関する知識を有する人材の確保、分析設備の整備又は分析の業者委託が必要。	セット(25、26、27、28) 大気汚染防止法に基づく事業場の規制と関連するため、一括での移譲が必要。H15計画No.42	C	B	環境政策課	大気環境G	
		28	粉じんに関する規制事務	島根県公害防止条例		特定施設の設置の届出の受理、基準適合命令、立入検査等	届出審査や事案指導において専門知識を要するため、化学物質・公害防止・分析手法に関する知識を有する人材の確保、分析設備の整備又は分析の業者委託が必要。	セット(25、26、27、28) 大気汚染防止法に基づく事業場の規制と関連するため、一括での移譲が必要。H15計画No.42	C	B	環境政策課	大気環境G	
		29	ふっ素等の排出規制に関する事務	島根県公害防止条例		地域の指定	化学物質・公害防止・分析手法に関する知識を有する人材の配置が必要。	現在、安来市及び江津市において地域指定。	C	B	環境政策課	大気環境G	
	騒音、振動、悪臭		30	騒音規制に関する事務	騒音規制法		地域の指定、規制基準の設定等	科学的技術的な知見を有する専門職員の配置が必要。	指定地域内の特定施設設置等の届出受理、改善勧告及び命令等、法律の施行に係る事務の大半が市町村の事務となっている。 H15年計画(No.46) 地域主権改革により全市へ法定移譲	A	B	環境政策課	大気環境G
			31	深夜騒音に関する勧告等に関する事務	島根県公害防止条例		深夜騒音の規制	科学的、技術的な知見を有する専門職員の配置が必要。	H15年計画(No.47)	A	B	環境政策課	大気環境G
			32	環境基準の類型指定に関する事務(騒音規制に係るもの)	環境基本法		騒音、航空機騒音	科学的、技術的な知見を有する専門職員の配置が必要。	セット(32、33) H15年計画(No.48) 地域主権改革により全市へ法定移譲	A	B	環境政策課	大気環境G
			33	環境規制に係る常時監視に関する事務(騒音関係)	騒音規制法	(1)	自動車騒音の常時監視	科学的、技術的な知見を有する専門職員の配置が必要。	環境基準の類型指定と一括での移譲が必要。 セット(32、33) H15年計画(No.46) 地域主権改革により全市へ法定移譲	A	B	環境政策課	大気環境G
						(2)	自動車騒音の常時監視結果の報告、公表	科学的、技術的な知見を有する専門職員の配置が必要。	同上 地域主権改革により全市へ法定移譲			環境政策課	大気環境G
			34	振動規制に関する事務	振動規制法		地域の指定、規制基準の設定等	科学的技術的な知見を有する専門職員の配置が必要。	指定地域内の特定施設設置等の届出受理、改善勧告及び命令等、法律の施行に係る事務の大半が市町村の事務となっている。 H15年計画(No.49) 地域主権改革により全市へ法定移譲	A	B	環境政策課	大気環境G
35	悪臭規制に関する事務	悪臭防止法		地域の指定、規制基準の設定等	科学的技術的な知見を有する専門職員の配置が必要。	指定地域内の特定施設設置等の届出受理、改善勧告及び命令等、法律の施行に係る事務の大半が市町村の事務となっている。 H15年計画(No.45) 地域主権改革により全市へ法定移譲	A	B	環境政策課	大気環境G			
廃棄物		36	一般廃棄物処理施設の設置許可等に関する事務	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則		一般廃棄物施設の設置許可、使用前検査、変更許可、設置許可の取消、立入検査等	高度かつ専門的知識を有する職員が必要である。 廃棄物処理施設においては、1)近年、高度に機械化されており、適切な許認可の審査や監視・指導が行わなければ、大気汚染、水質汚濁、悪臭など周辺の生活環境を悪化させるおそれがあること、2)大気汚染防止法や水質汚濁防止法などの地法令による規制もからんでいることから、本事務の実施にあたっては、技術的にも法律的にも高度かつ専門的知識・経験が不可欠となる。		C	B	廃棄物対策課	施設整備G	
浄化槽		37	浄化槽の設置、使用等に関する事務	浄化槽法	(1)	浄化槽の設置に係る指導監督 浄化槽の設置等の届出の受理、勧告、使用開始報告等の受理	専門的知識・知見を有する職員が必要である。	H15年計画(No.32)	C	B	廃棄物対策課	指導G	
					(2)	浄化槽の使用に係る指導監督 浄化槽の保守点検等に関する助言、指導、立入検査、勧告、改善命令、使用停止命令等	専門的知識・知見を有する職員が必要である。 検体収去の場合、マンホール開閉器具、採水器具、採水容器が必要となる。 (検査は計量検査機関に委託)	H15年計画(No.32)			廃棄物対策課	指導G	
					(3)	設置後の水質検査及び定期検査の受検を確保するために必要な指導、助言、勧告及び措置命令	専門的知識・知見を有する職員が必要である。	平成18年2月の浄化槽法改正により新たに規定された事務。			廃棄物対策課	指導G	

移譲対象の事務・権限メニュー一覧表(H27計画ローリング後)

大分類2:健康福祉

中分類	パッケージ	番号	事務・権限の名称	根拠法令等	枝番	事務・権限の内容	条件等	特記事項	市町村関与	体制等の難易度	所管課	担当グループ名
福祉	社会福祉法人	1	社会福祉法人(一市町村の区域内のみに事務所又は事業所の所在する法人に限る)の認可・指導等に関する事務(保育所のみを経営する法人を除く)	社会福祉法		設立認可、定款の変更認可、指導・監督、立入調査、改善命令など	一市町村の区域内のみに事務所又は事業所の所在する法人に限る(当該市町村の区域を越えて極めて広範囲で事業を行うものは、例外的に除く)。なお、社会福祉法人の認可、施設設置認可、事業者指定、指導監査等は、一元的に担うことが適当である。	地域主権改革により全市へ法定移譲済	C	B	地域福祉課	福祉基盤・指導監査スタッフ
		2	生活保護の実施に関する事務	生活保護法		保護の要否等の決定、保護費の支弁、停止、廃止、調査、指導など	法律により町村が行うには福祉事務所設置が必要となる。	全町村へ移譲済(全町村福祉事務所設置) [地方財政措置]	B	B	地域福祉課	生活保護G
		4	母子保護・助産の実施に関する事務	児童福祉法		保護が必要な母子、妊産婦の施設利用決定等	法律により町村が行うには福祉事務所設置が必要となる。	全町村へ移譲済(全町村福祉事務所設置) [地方財政措置]	C	B	青少年家庭課	母子福祉G
		5	児童扶養手当支給に関する事務	児童扶養手当法		受給資格・額の認定、手当の支給、調査、国庫負担金事務など		全町村へ移譲済(全町村福祉事務所設置)(市町村に移譲した場合でも、県に国庫負担金関係事務(取りまとめ等)が残る) [地方財政措置]	B	B	青少年家庭課	母子福祉G
		6	母子父子・寡婦に対する相談、情報提供に関する事務	母子及び父子並びに寡婦福祉法		母子・父子自立支援員の委嘱、支援員による相談・支援など	法律により福祉事務所設置町村には母子・父子自立支援員の配置が求められている。ただし、他の職員が母子・父子相談業務を行うことは可能である。	全町村へ移譲済(全町村福祉事務所設置) [地方財政措置]	B	B	青少年家庭課	母子福祉G
		7	特別障害者手当等の支給に関する事務	特別児童扶養手当等の支給に関する法律		障害児福祉手当・特別障がい者手当の受給資格の認定、支給、物件等の提出命令など	身体(肢体、内部)、知的(精神)等障がい全般について専門的知識のある職員又は障害の判定を行う医師(囑託)の確保が必要。統計データを県に報告する必要がある。	全町村へ移譲済(全町村福祉事務所設置) H15年計画(No.21、No.22) [地方財政措置]	B	B	障がい福祉課	計画推進G
		7-2	母子父子寡婦福祉資金に関する事務	母子及び父子並びに寡婦福祉法		母子父子寡婦福祉資金の貸付事務など(貸付決定は除く)	貸付の財源となる国庫貸付金の交付対象が法律により県(中核市以上)に限定されていることから、貸付決定は県で行う。	浜田市、出雲市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町へ移譲済	B	B	青少年家庭課	母子福祉G
高齢者福祉・介護		8	軽費老人ホームに関する事務	社会福祉法		軽費老人ホーム及び老人福祉センターの設置届出の受理、廃止届けの受理、調査など		NO.10(特定施設入居者生活介護)とセットで移譲(介護保険の適用には、特定施設入居者生活介護の指定が必要であるため。) 松江市へ移譲済	C	B	高齢者福祉課	施設サービスG
		9	有料老人ホームに関する事務	老人福祉法		設置届出の受理、報告の聴取、改善命令など		NO.10(特定施設入居者生活介護)とセットで移譲(介護保険の適用には、特定施設入居者生活介護の指定が必要であるため。) 松江市へ移譲済	C	B	高齢者福祉課	施設サービスG
		10	特定施設入居者生活介護の指定に関する事務	介護保険法		指定居宅サービス事業者の指定、報告等の命令、検査、指定の取消など	介護サービスの目標量は、保険者単位で介護保険事業計画により定められており、許可等は当該目標量を考慮して行う必要があることから、広域保険者を構成する市町村に移譲する場合は、保険者を構成する全市町村に権限移譲できる場合に限る。	H15年計画(No.27) NO.8(軽費老人ホーム)、9(有料老人ホーム)NO.11(養護老人ホーム)とセットで移譲 松江市へ移譲済	C	B	高齢者福祉課	施設サービスG
		11	養護老人ホームの設置に関する事務	老人福祉法		設置届の受理・事業の廃止(市町村立)、設置認可・設置認可の取消(社会福祉法人立)、報告の徴収など	事業の廃止又は設置の認可を取り消す場合、県社会福祉審議会の意見を聴くことが必要。	養護老人ホームは NO.10(特定施設入居者生活介護)とセットで移譲(介護保険の適用には、特定施設入居者生活介護の指定が必要であるため。) 松江市へ移譲済	C	B	高齢者福祉課	施設サービスG
		12	特別養護老人ホームの設置に関する事務	老人福祉法		設置届の受理・事業の廃止(市町村立)、設置認可・設置認可の取消(社会福祉法人立)、報告の徴収など	事業の廃止又は設置の認可を取り消す場合、県社会福祉審議会の意見を聴くことが必要。	特別養護老人ホームはNO13(指定介護老人福祉施設)とセットで移譲 H15年計画(No.26) 松江市へ移譲済	C	B	高齢者福祉課	施設サービスG
		13	指定介護老人福祉施設の指定等に関する事務	介護保険法		指定介護老人福祉施設の指定、報告の徴収、立入検査、指定の取消など	介護サービスの目標量は、保険者単位で介護保険事業計画により定められており、指定等は当該目標量を考慮して行う必要があることから、広域保険者を構成する市町村に移譲する場合は、保険者を構成する全市町村に権限移譲できる場合に限る。	H15年計画(No.29) No.12(特別養護老人ホーム)とセットで移譲 松江市へ移譲済	C	B	高齢者福祉課	施設サービスG
		14	介護老人保健施設の許可等に関する事務	介護保険法		介護老人保健施設の開設許可、報告の徴収、立入検査、使用制限、業務停止・改善命令、許可の取消など	介護サービスの目標量は、保険者単位で介護保険事業計画により定められており、許可等は当該目標量を考慮して行う必要があることから、広域保険者を構成する市町村に移譲する場合は、保険者を構成する全市町村に権限移譲できる場合に限る。	H15年計画(No.30) 松江市へ移譲済	C	B	高齢者福祉課	施設サービスG

中分類	パッケージ	番号	事務・権限の名称	根拠法令等	枝番	事務・権限の内容	条件等	特記事項	市町村関与	体制等の難易度	所管課	担当グループ名	
		15	居宅介護サービス事業者等に関する事務	介護保険法		居宅サービス事業者の指定、立入検査、勧告、命令、指定の取消など	地域密着型サービス事業者の指定、立入検査、勧告、命令、指定の取消などの事務は、介護保険の保険者の事務として地方自治法第284条に基づく一部事務組合等が行っている場合もあるため、その場合は保険者を構成するすべての市町村に権限移譲できる場合に限る。	H15年計画(No.27) 松江市へ移譲済	C	B	高齢者福祉課	在宅サービスG	
		16	老人居宅生活支援に関する事務	老人福祉法		老人居宅生活支援事業開始届の受理、報告の徴収等、改善命令など	事業の制限又は停止を命ずる場合、県社会福祉審議会の意見を聴くことが必要。	No.15(居宅介護サービス事業者)、No.21(介護予防サービス事業者)とセットで移譲。(事業者の指定にあたっては老人福祉法上の届出が必要のため) 地域密着型サービス分を含む 松江市へ移譲済	C	B	高齢者福祉課	在宅サービスG	
		17	老人デイサービスセンター等の設置に関する事務	老人福祉法		老人デイサービスセンター等の設置届出受理、報告の徴収など	事業の制限又は停止を命ずる場合、県社会福祉審議会の意見を聴くことが必要。	No.15(居宅介護サービス事業者)、No.21(介護予防サービス事業者)とセットで移譲。(事業者の指定にあたっては老人福祉法上の届出が必要のため) 地域密着型サービス分を含む 松江市へ移譲済	C	B	高齢者福祉課	在宅サービスG	
		18	居宅介護支援事業者等に関する事務	介護保険法		居宅介護支援事業者の指定、報告の徴収、立入検査、指定の取消など	地域密着型サービス事業者の指定、立入検査、勧告、命令、指定の取消などの事務は、介護保険の保険者の事務として地方自治法第284条に基づく一部事務組合等が行っている場合もあるため、その場合は保険者を構成するすべての市町村に権限移譲できる場合に限る。	H15年計画(No.28) 松江市へ移譲済 介護保険法の改正により、居宅介護支援事業者に係る事務についてはH30.4に市町村へ移譲	C	B	高齢者福祉課	在宅サービスG	
		20	介護サービス情報の公表に関する事務	介護保険法		介護サービス情報の公表事業(調査)	保険者を構成するすべての市町村に権限移譲できる場合に限る。		C	B	高齢者福祉課	施設サービスG	
		21	介護予防サービス事業者等に関する事務	介護保険法		介護予防サービス事業者の指定、立入検査、勧告、命令、指定の取消など	地域密着型サービス事業者の指定、立入検査、勧告、命令、指定の取消などの事務は、介護保険の保険者の事務として地方自治法第284条に基づく一部事務組合等が行っている場合もあるため、その場合は保険者を構成するすべての市町村に権限移譲できる場合に限る。	松江市へ移譲済	C	B	高齢者福祉課	在宅サービスG	
児童福祉		22	私立保育所に関する事務	児童福祉法		民間設置施設の認可、設置認可に際しての児童福祉審議会の意見聴取、所在市町村長への協議、不認可の通知、報告徴収、立入等の検査、改善勧告、改善命令、認可取消など	設置の認可を行う場合、事業の停止等を命ずる場合には、県児童福祉審議会の意見を聴くことが必要。	No.22とNo.23はセットでの移譲を原則とする。 松江市、海士町へ移譲済み	B	B	青少年家庭課	保育支援G	
		23	公立保育所に関する事務	児童福祉法		市町村設置施設の設置届出の受理、報告徴収、立入等の検査、改善勧告、改善命令など	事業の停止等を命ずる場合、県児童福祉審議会の意見を聴くことが必要。	No.22とNo.23はセットでの移譲を原則とする。 松江市、出雲市へ移譲済	B	B	青少年家庭課	保育支援G	
		24	認可外保育施設に関する事務	児童福祉法		施設設置者に対する報告徴収等、改善勧告、改善命令、事業開始等の届出受理など	事業の停止等を命ずる場合、県児童福祉審議会の意見を聴くことが必要。	松江市、海士町へ移譲済	C	B	青少年家庭課	保育支援G	
		25	児童厚生施設に関する事務	児童福祉法		児童館等の設置等の届出受理など	事業の停止等を命ずる場合、県児童福祉審議会の意見を聴くことが必要。	松江市、雲南市、海士町へ移譲済	C	A	青少年家庭課	児童福祉G	
		27	社会福祉法人(保育所のみを経営する法人で、一市町村の区域内のみに事業所の所在する法人に限る)の認可・指導等に関する事務	社会福祉法		設立認可、定款の変更認可、指導・監督、立入調査、改善命令など	一市町村の区域内のみに事業所の所在する法人に限る。なお、社会福祉法人の認可、施設の設置認可、指導監督等は、一元的に担うことが適当である。	地域主権改革により全市へ法定移譲済	C	B	地域福祉課	福祉基盤・指導監督スタッフ	
精神障がい者保健福祉		28	自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定に関する事務			障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	自立支援医療費(精神通院医療)の申請受付、交付事務(公費負担分の支払、判定に係る事務は除く)	交付事務は各市町村でシステム導入などが必要となるうえに、統計データを県に報告する必要がある。判定は、精神保健福祉法で精神保健福祉センター(心と体の相談センター)で行うこととされており、連絡を密にとる必要がある。	No.28とNo.29は関連性が高く、両事務は切り離せないと考える。	B	B	障がい福祉課	自立支援医療G
		29	精神障害者保健福祉手帳に関する事務			精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律	精神障害者保健福祉手帳の申請受付、交付事務など(判定に係る事務は除く)	交付事務は各市町村でシステム導入などが必要となるうえに、統計データを県に報告する必要がある。判定は、精神保健福祉法で精神保健福祉センター(心と体の相談センター)で行うこととされており、連絡を密にとる必要がある。	No.28とNo.29は関連性が高く、両事務は切り離せないと考える。	B	B	障がい福祉課	自立支援医療G
		30	精神保健及び精神障がい者の福祉に関する相談指導に関する事務			精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律	医師を指定し、相談・指導の実施	障がい保健福祉圏域(保健所)毎に指定又は相談を実施しており、一部市町村のみに移譲した場合非効率となるため、圏域全体での実施が必要。		C	A	障がい福祉課	自立支援医療G
障がい者福祉		32	心身障がい者扶養共済制度に関する事務			島根県心身障害者扶養共済制度条例	加入等申込書等の受理、加入等承認通知書等の交付、掛金納入通知書の交付、各種届出書の受理など		C	A	障がい福祉課	計画推進G	

中分類	パッケージ	番号	事務・権限の名称	根拠法令等	枝番	事務・権限の内容	条件等	特記事項	市町村関与	体制等の難易度	所管課	担当グループ名	
		33	特別児童扶養手当の支給に関する事務	特別児童扶養手当等の支給に関する法律		特別児童扶養手当の受給資格の認定など	身体(肢体、内部)、知的(精神)等障がい全般について専門的知識のある職員又は障がいの判定を行う医師(嘱託)の確保が必要。手当支給は厚生労働省において行われており、支払いデータについて取りまとめる必要がある。統計データを県に報告する必要がある。	H15年計画(№.20)	B	B	障がい福祉課	計画推進G	
		34	指定障がい福祉サービス事業者の指定等に関する事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		指定障がい福祉サービス事業者の指定、指定の取消など(特定障がい福祉サービスに係るものを除く)		法改正により、H24年度から特定相談支援及び障害児相談支援事業に係る事業者指定は市町村が行うこととなった。	B	B	障がい福祉課	自立支援給付G	
		37	身体障害者手帳に関する事務	身体障害者福祉法		身体障害者手帳の交付、返還命令、医師の指定、審議会への諮問など	身体障がいに関する専門的知識のある職員又は判定を行う医師確保など判定体制整備が必要。手帳非該当・医師指定・指定取り消しをする場合には、県社会福祉審議会に諮る必要がある。福祉行政報告例の統計データを県に報告する必要がある。	H15年計画(№.23)	B	C	障がい福祉課	計画推進G	
保健・衛生	医療等従事者	38	看護職員等の業務従事者届に関する事務	保健師助産師看護師法ほか		業務従事者届出の受理(保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、調理師)		安来市へ移譲済	C	A	医療政策課 健康推進課	看護職員確保G 疾病療養支援G	
		39	看護師等の免許に関する事務(経由事務)	保健師助産師看護師法施行令ほか		免許の申請、登録事項の変更、返納など(保健師、助産師、看護師、准看護師、医師、歯科医師、薬剤師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、管理栄養士、栄養士、調理師、製菓衛生師、臨床検査技師)		安来市へ移譲済	C	A	医療政策課 健康推進課 薬事衛生課	看護職員確保G 疾病療養支援G 薬事・営業指導G 食品衛生G	
	医薬等	40	歯科技工所の監督等に関する事務	歯科技工士法		開設の届出・変更届出の受理、立入検査、改善命令など				C	A	医療政策課	医事G
		41	衛生検査所の登録等に関する事務	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律		衛生検査所の登録、登録事項の変更、報告命令、登録の取消、業務停止命令など				C	A	医療政策課	医事G
		42	柔道整復師法に基づく施術所の監督等に関する事務	柔道整復師法		開設届出の受理、臨検検査・報告の要求、業務に関する指示、使用禁止、改善命令など				C	A	医療政策課	医事G
		43	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に係る施術者等に対する監督に関する事務	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律など	(1) (2)	開設届出の受理、臨検検査・報告の要求、業務に関する指示、使用禁止、改善命令など あん摩マッサージ指圧師等以外の者に対する業務の停止命令など				C	A	医療政策課 医療政策課	医事G 医事G
	母子保健	45	小児慢性特定疾病医療費助成事業に関する事務	児童福祉法		対象患者の認定、受給者証の交付など	認定審査のため専門医が必要。	松江市へ移譲済	C	C	健康推進課	母子・難病支援G	
	専用水道	47	専用水道に関する事務	水道法		布設工事設計の確認、届出の受理、立入検査、改善の指示、給水停止命令など		H15計画(№.50) 松江市、浜田市、益田市、川本町移譲済 地域主権改革により全市へ法定移譲	C	B	薬事衛生課	水道G	
		48	簡易専用水道に関する事務	水道法		立入検査、清掃等の指示、給水停止命令など		H15計画(№.51) 松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町へ移譲済 地域主権改革により全市へ法定移譲	B	A	薬事衛生課	水道G	
	温泉利用	49	温泉法に関する事務	温泉法	(1)	土地の掘削の許可、許可の有効期間の更新、許可の取消等	法第28条で県の自然環境保全審議会の意見を聴くことになっている。		C	B	薬事衛生課	薬事・営業指導G	
温泉法				(2)	ゆう出路の増掘、動力の装置の許可、許可の有効期間の更新、許可の取消等	同上		薬事衛生課			薬事・営業指導G		
温泉法				(3)	温泉の採取の制限に関する命令	同上		薬事衛生課			薬事・営業指導G		
温泉法				(4)	他の目的で土地を掘削した者に対し必要な措置を講ずることの命令	同上		薬事衛生課			薬事・営業指導G		
温泉法				(5)	温泉利用の許可、許可の取消等	温泉の成分等医学的知識が必要など医師の判断が必要。		薬事衛生課			薬事・営業指導G		
温泉法				(6)	温泉成分等の揭示の届出の受理等			薬事衛生課			薬事・営業指導G		

中分類	パッケージ	番号	事務・権限の名称	根拠法令等	枝番	事務・権限の内容	条件等	特記事項	市町村関与	体制等の難易度	所管課	担当グループ名
				温泉法	(7)	温泉利用施設の管理者に対する温泉利用施設又はその管理方法の改善に関する指示					薬事衛生課	薬事・営業指導G
薬事		50	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(一般販売業及び特例販売業)に関する事務	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(医薬品医療機器等法)		販売業の許可、更新、立入検査、廃棄・回収命令、施設の改善命令・使用禁止、許可の取消など	薬剤師など専門知識を有する職員が必要。		C	C	薬事衛生課	薬事・営業指導G
		51	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬局)に関する事務	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(医薬品医療機器等法)		開設の許可、更新、立入検査、廃棄・回収命令、施設の改善命令・使用禁止、許可の取消など	薬剤師など専門知識を有する職員が必要。		C	C	薬事衛生課	薬事・営業指導G
		52	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(卸売一般販売業及び薬種商販売業)に関する事務	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(医薬品医療機器等法)		販売業の許可、更新、立入検査、廃棄・回収命令、施設の改善命令・使用禁止、許可の取消など	薬剤師など専門知識を有する職員が必要。		C	C	薬事衛生課	薬事・営業指導G
		53	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(医療機器販売業及び貸与業)に関する事務	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(医薬品医療機器等法)		販売業・貸与業の許可、更新、立入検査、廃棄・回収命令、施設の改善命令・使用禁止、許可の取消など	薬剤師など専門知識を有する職員が必要。	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づき、平成27年4月1日から保健所設置市へ移譲。	C	C	薬事衛生課	薬事・営業指導G
		54	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬局製造販売医薬品製造販売業及び製造業)に関する事務	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(医薬品医療機器等法)		販売業又は製造業の許可、更新、立入検査、廃棄・回収命令、施設の改善命令・使用禁止、許可の取消など	薬剤師など専門知識を有する職員が必要。		C	C	薬事衛生課	薬事・営業指導G
		55	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(製造関係)に関する事務	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(医薬品医療機器等法)		製造販売業・製造業・医療機器修理業の許可、更新、立入検査、廃棄・回収命令、施設の改善命令・使用禁止、許可の取消など	薬剤師など専門知識を有する職員が必要。		C	C	薬事衛生課	薬事・営業指導G
		56	毒物及び劇物取締法(販売業)に関する事務	毒物及び劇物取締法		販売業の登録、更新、立入検査、設備の適合措置命令、登録の取消など	薬剤師など専門知識を有する職員が必要。		C	C	薬事衛生課	薬事・営業指導G
		57	毒物及び劇物取締法(業務上取扱者)に関する事務	毒物及び劇物取締法	(1)	業務上取扱者の届出の受理、立入検査、措置命令など	薬剤師など専門知識を有する職員が必要。		C	C	薬事衛生課	薬事・営業指導G
	毒物及び劇物取締法			(2)	届出を要さない業務上取扱者の立入検査など	薬剤師など専門知識を有する職員が必要。	薬事衛生課	薬事・営業指導G				
		58	毒物及び劇物取締法(特定毒物研究者)に関する事務	毒物及び劇物取締法		特定毒物研究者の許可、立入検査、措置命令、許可の取消など	薬剤師など専門知識を有する職員が必要。		C	C	薬事衛生課	薬事・営業指導G
		59	毒物及び劇物取締法(特定毒物使用者)に関する事務	毒物及び劇物取締法		特定毒物使用者の指定、立入検査など	薬剤師など専門知識を有する職員が必要。		C	C	薬事衛生課	薬事・営業指導G
		60	毒物及び劇物取締法(製造関係)に関する事務	毒物及び劇物取締法		製造業者・輸入業者の許可・登録、更新、立入検査、設備の適合措置命令、許可・登録の取消など	薬剤師など専門知識を有する職員が必要。		C	C	薬事衛生課	薬事・営業指導G
		61	有害物質を含有する家庭用品に関する事務	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律		立入検査、基準不適合の家庭用品の回収及び措置命令	家庭用品等公衆衛生上の知識が必要であり、保健所のような体制が必要。		C	C	薬事衛生課	薬事・営業指導G
生活衛生		62	旅館業に関する事務	旅館業法		営業の許可、立入検査、措置命令、許可の取消など			C	B	薬事衛生課	薬事・営業指導G
		63	公衆浴場業に関する事務	公衆浴場法		営業の許可、立入検査、許可の取消など			C	B	薬事衛生課	薬事・営業指導G
		64	興行場業に関する事務	興行場法		営業の許可、立入検査、許可の取消など			C	B	薬事衛生課	薬事・営業指導G
		65	クリーニング業に関する事務	クリーニング業法		クリーニング所の開設届出の受理、立入検査、措置命令、営業停止命令など			C	B	薬事衛生課	薬事・営業指導G
		66	理容業に関する事務	理容師法		開設届出の受理、理容師の業務停止、立入検査、閉鎖命令など			C	B	薬事衛生課	薬事・営業指導G
		67	美容業に関する事務	美容師法		開設届出の受理、美容師の業務停止、立入検査、閉鎖命令など			C	B	薬事衛生課	薬事・営業指導G
		68	特定建築物の届出等に関する事務	建築物における衛生的環境の確保に関する法律		使用開始等の届出の受理、立入検査、改善命令など		H15年計画(No.52)	C	A	廃棄物対策課	指導G
食品衛生		69	食鳥処理の事業許可、検査等に関する事務	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律		食鳥処理の事業の許可、食鳥検査、立入検査、措置命令、許可の取消など	都道府県、保健所を設置する市が行う事務であり、食鳥検査員の配置等、組織体制の整備が必要である。		C	C	薬事衛生課	食品衛生G

中分類	パッケージ	番号	事務・権限の名称	根拠法令等	枝番	事務・権限の内容	条件等	特記事項	市町村関与	体制等の難易度	所管課	担当グループ名
	化製場	70	化製場等に関する事務	化製場等に関する法律		死亡獣畜取扱場外における取扱許可、化製場の許可、立入検査、改善命令、許可取消など	都道府県、保健所を設置する市が行う事務であり、専門職員の配置等、組織体制の整備が必要である。		C	B	薬事衛生課	食品衛生G
	動物愛護	71	動物の愛護及び管理に関する事務	動物の愛護及び管理に関する法律	(1)	動物取扱業の登録、届出、立入検査、勧告、措置命令、犬猫の引取など	都道府県、中核市(一部保健所を設置する市)が行う事務であり、専門職員の配置等、組織体制の整備が必要である。		B	B	薬事衛生課	食品衛生G
(2)					特定動物の飼養及び保管の許可、捕獲抑留、立入検査、薬殺、許可の取消、飼い主への措置命令など	都道府県、中核市(一部保健所を設置する市)が行う事務であり、専門職員の配置等、組織体制の整備が必要である。	薬事衛生課	食品衛生G				
		72	負傷動物等の発見者の通報措置等に関する事務	動物の愛護及び管理に関する法律		負傷動物等発見の通報の受付、収容	都道府県、保健所を設置する市が行う事務であり、収容施設等の整備が必要である。	H15年計画(No.53)	B	B	薬事衛生課	食品衛生G

移譲対象の事務・権限メニュー一覧表 (H27計画ローリング後)

大分類3: 農林水産

中分類	パッケージ	番号	事務・権限の名称	根拠法令等	枝番	事務・権限の内容	条件等	特記事項	市町村 間与	体制 等の 難易 度	所管課	担当 グループ名
農林水産	農業経営	1	農事組合法人の定款変更等に関する事務	農業協同組合法		定款変更の届出受理等		2以上の市町村の区域を地区とする農事組合法人に関する事務は除く。	出雲市、飯南町へ移譲済	C	B	農業経営課 農業団体G
		2	持続性の高い農業生産方式導入農家認定(エコファーマー認定)事務	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律		農家が作成する持続性の高い農業生産方式の導入計画の認定等				C	A	農産園芸課 有機農業G
		3	野菜指定産地の指定等に関する事務	野菜生産出荷安定法		野菜指定産地の指定の申出等		該当産地が複数の市町村にまたがる場合は、広域的事務となるため不可。		C	B	農産園芸課 野菜・花きG
		4	地力増進法に関する事務	地力増進法		地力増進地域の指定等		対策調査、改善状況調査については専門的知識・技能が必要。 複数の市町村にまたがる地域については引き続き県の事務とする。		B	C	農産園芸課 有機農業G
畜産経営		5	家畜商の免許等に関する事務	家畜商法、施行令		家畜商の免許等		家畜商講習会(これまで県が開催)の受講が免許取得の要件。開催のためには専門的知識を持つ職員が必要。	C	C	畜産課 畜政G	
		6	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に関する事務	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律		畜産業者等に対する指導及び助言等 国が定める管理基準に則し、家畜排泄物の適正な管理を行うための指導及び助言、勧告、命令及び立入検査			C	B	畜産課 しまわ和牛振興G	
土地改良		7	土地改良区の設立等に関する事務	土地改良法		土地改良区の設立、解散、合併の認可、土地改良事業施行の認可、事業計画・定款の適否、管理規程の認可・公告等		一定地域が複数の市町村にまたがる場合を除く。	管理規程の認可は、H15年計画(No.7)にあり。 No.9(土地改良事業工事完了に関する事務)、No.10(土地改良法に基づく土地の形質の変更等の許可に関する事務)、No.13(土地改良区による換地計画の認可、変更の認可に関する事務)とセットで移譲。	C	B	農村整備課 用地管理G
		8	農協等が行う土地改良事業に関する事務	土地改良法		土地改良事業の認可、事業計画に係る適否の決定、通知、公告等、管理規程の認可・公告等		一定地域が複数の市町村にまたがる場合を除く。	No.9(土地改良事業工事完了に関する事務)、No.10(土地改良法に基づく土地の形質の変更等の許可に関する事務)、No.14(農業協同組合等による換地計画の認可、変更の認可に関する事務)とセットで移譲。	C	B	農村整備課 用地管理G
		9	土地改良事業工事完了に関する事務	土地改良法		団体営土地改良事業工事完了届の受理、工事完了公告		一定地域が複数の市町村にまたがる場合を除く。 市町村営事業を除く。	H15年計画(No.8)。 No.7(土地改良法の設立等に関する事務)、No.8(農協等が行う土地改良事業に関する事務)とセットで移譲。 ※土地改良事業計画において定められた主要工事計画又は附帯工事計画に基づいた工事に伴う届出に係る事務であるため。	C	A	農村整備課 用地管理G
		10	土地改良法に基づく土地の形質の変更等の許可に関する事務	土地改良法		土地の形質の変更等の許可		一定地域が複数の市町村にまたがる場合を除く。 国・県営事業を除く。	No.7(土地改良法の設立等に関する事務)、No.8(農協等が行う土地改良事業に関する事務)とセットで移譲。 ※土地改良事業計画で定める一定地域内の土地についての規定であるため。	C	A	農村整備課 用地管理G
		11	土地改良区による農業集落排水事業計画の認可、変更の認可に関する事務	土地改良法		計画(変更)の認可		一定地域が複数の市町村にまたがる場合を除く。		C	B	農村整備課 用地管理G
		12	譲与した土地改良財産の管理に関する事務	島根県土地改良財産の処分に関する条例		譲与した土地改良財産の改築・追加工事の承認		市町村に譲与した土地改良財産を除く。 譲与した土地改良財産が複数の市町村にまたがる場合を除く。		C	A	農村整備課 用地管理G
		13	土地改良区による換地計画の認可、変更の認可に関する事務	土地改良法		換地計画の審査、適否の決定及び通知、農業委員会の意見聴取、換地計画の認可、異議申出書の受理と決定		一定地域が複数の市町村にまたがる場合を除く。	H15年計画(No.6)。 No.7(土地改良法の設立等に関する事務)とセットで移譲。 ※土地改良事業計画で換地に関する事項が定められているため。	C	B	農村整備課 用地管理G
		14	農業協同組合等による換地計画の認可、変更の認可に関する事務	土地改良法		換地計画の審査、適否の決定及び通知、農業委員会の意見聴取、換地計画の認可、異議申出書の受理と決定		一定地域が複数の市町村にまたがる場合を除く。	No.8(農協等が行う土地改良事業に関する事務)とセットで移譲。 ※土地改良事業計画で換地計画に関する事項が定められているため。	C	B	農村整備課 用地管理G
		15	農業委員会による交換分合計画の認可に関する事務	土地改良法		交換分合計画を定める旨の請求の受理、農業委員会の意見聴取と農業委員会への指示、認可及び公告等		一定地域が複数の市町村にまたがる場合を除く。	No.19(農用地の形質変更の許可に関する事務)とセットで移譲。	C	B	農村整備課 用地管理G
		16	土地改良区による交換分合計画の認可に関する事務	土地改良法		交換分合計画の認可、農業委員会の意見聴取、公告及び関係者への通知、異議申立の受理及び決定等		一定地域が複数の市町村にまたがる場合を除く。	No.19(農用地の形質変更の許可に関する事務)とセットで移譲。	C	B	農村整備課 用地管理G

中分類	パッケージ	番号	事務・権限の名称	根拠法令等	枝番	事務・権限の内容	条件等	特記事項	市町村 関与	体制 等の 難易 度	所管課	担当 グループ名
		17	農業協同組合等による交換分合計画の認可に関する事務	土地改良法		交換分合計画の認可、農業委員会の意見聴取、公告及び関係者への通知、異議申立の受理及び決定等	一定地域が複数市町村にまたがる場合を除く。		C	B	農村整備課	用地管理G
		18	農用地以外の土地等の権利についての交換分合に関する事務	土地改良法		農用地以外の土地等の権利についての交換分合認可等	一定地域が複数市町村にまたがる場合を除く。市町村営事業を除く。		C	B	農村整備課	用地管理G
		19	農用地の形質変更の許可に関する事務	土地改良法		農用地の形質変更等の許可	一定地域が複数市町村にまたがる場合を除く。	No.15(農業委員会による交換分合計画の認可に関する事務)、No.18(土地改良区による交換分合計画の認可に関する事務)とセットで移譲。 ※交換分合計画で定める農用地についての規定であるため。	C	A	農村整備課	用地管理G
		19-2	農用地に係る海岸保全区域に関する事務	海岸法		海岸保全区域占用の許可等	移譲に当たっては、事務処理特例条例によって個別の権限を移譲するのではなく、海岸法第5条に基づく知事の指定・協議により市町村が管理の全部または一部を一括して行うことが適当。		C	C	農地整備課	農道G
林業経営		20	入会林野等の権利関係の近代化に関する事務	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律		入会林野整備計画(変更)認可申請書の受理等	対象入会林野が、複数の市町村にまたがる場合は県が認可を行うこととなる。	入会林野整備については、整備後、生産森林組合として法人化するためにNo. 20とNo. 21はセットでの移譲が望ましい。	C	A	林業課	森林組合・担い手育成グループ
		21	生産森林組合の設立の認可等に関する事務	森林組合法		生産森林組合の設立の認可等	対象生産森林組合が、複数の市町村にまたがる場合は、県が認可を行うこととなる。		C	A	林業課	森林組合・担い手育成グループ
		22	森林組合の設立の認可等に関する事務	森林組合法		森林組合の設立の認可等	対象森林組合が、複数の市町村にまたがる場合(県内13森林組合中4森林組合が対象)は、県が認可を行うこととなる。	県内全森林組合においてそれぞれの市町村が組合員(出資者)であるため、出資者自らが出資先の認可を行うこととなる。市町村による適切な制度運用が必要。	C	A	林業課	森林組合・担い手育成グループ
		23	林業経営改善計画の認定等に関する事務	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法、施行令		林業経営改善計画の認定等	林業経営計画の範囲が、複数の市町村にまたがる場合は県知事が認定する。		C	A	林業課	森林組合・担い手育成グループ
		24	木材の生産又は流通の合理化を図るための計画(合理化計画)の認定等に関する事務	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法、施行令		合理化計画の認定等	合理化計画の範囲が、複数の市町村にまたがる場合は県知事が認定する。		C	A	林業課	森林組合・担い手育成グループ
		25	林業労働力の確保に関する改善措置計画の認定等の事務	林業労働力の確保の促進に関する法律		事業主の改善計画の認定等	改善措置計画の申請については、林業労働者を雇用して森林施業を行っている事業主が行うものとされている。このため、2以上にわたる市町村を区域に活動している森林組合等が改善措置計画を作成する場合、各市町村間の調整が必要となることから、県知事が処理する必要がある。		C	B	林業課	森林組合・担い手育成グループ
鳥獣対策		26	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に関する事務	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	(1)	鳥獣の捕獲許可	クマの捕獲については、広島、山口、鳥根3県が広域的に連携を持って保護管理に当たっているため引き続き県の権限とするべきである。	有害鳥獣捕獲に係る鳥獣(ツキノワグマを除く)の捕獲等及び数の調整捕獲(イノシシに限る)については、移譲済みである。	A	A	森林整備課	鳥獣対策室
					(2)	鳥獣の捕獲許可に関する報告の徴収	(1)の捕獲許可権限移譲項目に連動すること。				森林整備課	鳥獣対策室
水産業経営		27	輸出水産物の製造事業所の登録等に関する事務	輸出水産物の振興に関する法律		輸出水産物の製造の用に供する事業場の登録等			C	A	水産課	水産しまね振興室
		28	遊漁船業者の登録等に関する事務	遊漁船業の適正化に関する法律		遊漁船業者の登録等			C	A	水産課	漁業管理G
		29	遊漁船業団体の指定等に関する事務	遊漁船業の適正化に関する法律		遊漁船業団体の指定等			C	A	水産課	漁業管理G
		30	指定漁船調書に関する事務	漁船損害等補償法施行令		指定漁船調書の訂正の承認等			C	A	水産課	団体・流通G
		31	漁船登録等に関する事務	漁船法		漁船原簿への登録、登録票の検認、登録の取消し等			C	A	水産課	漁業管理G

中分類	パッケージ	番号	事務・権限の名称	根拠法令等	枝番	事務・権限の内容	条件等	特記事項	市町村 関与	体制 等の 難易 度	所管課	担当 グループ名	
漁港		32	漁港の維持管理に関する事務	漁港漁場整備法等		土地水面の使用の許可等		移譲に当たっては、事務処理特例条例によって個別の権限を移譲するのではなく、漁港漁場整備法第25条に基づいて市町村が漁港管理者となり整備、維持管理、許認可などを一括して行うことが適当。 〔地方財政措置〕	NO.33～36(漁港の区域に係る海岸保全区域に関する事務ほか)とセットで移譲	C	B	漁港漁場整備課	管理G
		33	漁港の区域に係る海岸保全区域に関する事務	海岸法		海岸保全区域占用の許可等		移譲に当たっては、事務処理特例条例によって個別の権限を移譲するのではなく、海岸法第5条に基づく知事の指定・協議により市町村が管理の全部または一部を一括して行うことが適当。	H15年計画(No.16)。 No.32.No34～36(漁港の維持管理に関する事務ほか)とセットで移譲 〔地方財政措置〕	C	B	漁港漁場整備課	管理G
		35	漁港の区域に係る国有財産に関する事務	国有財産法		行政財産の用途廃止等		移譲に当たっては、国有財産法及び同法施行令の改正が必要であるとともに、市町村が漁港区域の管理者となり整備、維持管理、許認可など一体の事務として行うことが適当。	No.32～34.No36(漁港の維持管理に関する事務ほか)とセットで移譲 〔地方財政措置〕	C	B	漁港漁場整備課	管理G
		36	漁港県単事業の執行事務	漁港漁場整備法		県営漁港の補修及び維持管理に関わる事務手続き		移譲に当たっては、事務処理特例条例によって個別の権限を移譲するのではなく、漁港漁場整備法第25条に基づいて市町村が漁港管理者となり整備、維持管理、許認可などを一括して行うことが適当。	No.32～35(漁港の維持管理に関する事務ほか)とセットで移譲 〔地方財政措置〕	C	B	漁港漁場整備課	管理、計画G
国土利用	農地管理	38	農地転用に関する事務(4ha以下)	農地法		転用許可、違反処分等		複数の市町村にまたがる転用事業については、引き続き県の事務とする	H15年計画(No.10)。 松江市、浜田市、出雲市、江津市、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町へ移譲済 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成27年法律第50号)の施行により、農林水産大臣が指定する市町村には都道府県と同様の権限が法定移譲される。	A	B	農業経営課	農地調整G
		41	農地等の賃貸借の解約等に関する事務	農地法		解約等の許可、県農業会議への諮問				A	B	農業経営課	農地調整G
		42	農用地区域内の開発行為の許可に関する事務	農業振興地域の整備に関する法律		農用地区域内における開発行為の許可・監督処分等		複数の市町村にまたがる開発行為は、引き続き県の事務とする。	事務処理件数はH15年度以降例がなかったが、H26年度に2件処理した。	A	B	農業経営課	農地調整G
	森林保全	43	保安林内の立木伐採等の許可等に関する事務	森林法		保安林内の立木伐採等の許可等			H15年計画(No.5)。 適切な台帳管理を行うためNo. 44とセットで移譲。 松江市、出雲市、奥出雲町、飯南町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町へ移譲済	C	B	森林整備課	森林保全G
		44	保安林に関する事務(法第25条第1項第4～11号)	森林法		保安林の指定・解除等(法第25条第1項第4～11号)			H15年計画(No.4)。 No.43とセットで移譲。 松江市、出雲市、奥出雲町、飯南町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町へ移譲済	C	B	森林整備課	森林保全G
45		保安林に関する事務(法第25条第1項第1～3号)	森林法		保安林の指定・解除等(法第25条第1項第1～3号、重要流域以外)		専門的知識・知見を有する職員の配置など審査・管理体制等の整備が必要。	No. 45は、No. 44移譲後の追加移譲またはNo. 44との同時移譲とする。	C	C	森林整備課	森林保全G	
46	開発行為の許可に関する事務(5ha(土石採掘目的は10ha)未満)	森林法等		申請の受理、許可等		開発エリアが市町村をまたがるものは県の事務	H15年計画(No.3) 松江市、出雲市、雲南市、奥出雲町、飯南町、邑南町、津和野町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町へ移譲済	C	B	森林整備課	森林保全G		
47	開発行為の許可に関する事務(5ha(土石採掘目的は10ha)以上)	森林法等		申請の受理、許可等		開発エリアが市町村をまたがるものは県の事務。 5ha以上の場合は県の森林審議会に付議が必要。	No. 47は、No. 46移譲後の追加移譲またはNo. 46との同時移譲とする。	C	B	森林整備課	森林保全G		

移譲対象の事務・権限メニュー一覧表（H27計画ローリング後）

大分類4: 商工労働

中分類	パッケージ	番号	事務・権限の名称	根拠法令等	枝番	事務・権限の内容	条件等	特記事項	市町村関与	体制等の難易度	所管課	担当グループ名
産業経済	経営革新	1	中小企業経営革新支援に関する事務	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律		経営革新計画の承認等		申請者が複数市町村にまたがる場合は県で行うこと、及び、技術的、経営的な専門的知識が必要なこと。	C	C	中小企業課	経営力強化支援室
	電気工事業	2	電気工事業法に関する事務	電気工事業法		電気工事業の登録、届出 等		営業所が複数の市町村に設置される場合は、県で行う。	C	A	産業振興課	総務企画G
	工場立地	3	工場立地法に関する事務	工場立地法		特定工場の新設の届出受理、勧告、変更命令 等		H15年計画(No.60) 松江市へ移譲済 地域主権改革により全市へ法定移譲 H29.4.1に町村へ法定移譲予定	C	B	企業立地課	立地推進第2G
	商工団体	4	特定商工業者(商工会議所法)に関する事務	商工会議所法		商工業者法定台帳の作成期間の延長、該当基準の引き上げ許可、負担金賦課の許可		出雲市、益田市へ移譲済	C	B	中小企業課	団体商業G
		5	商工会議所に関する事務	商工会議所法		定款変更、収支状況等の報告受理 検査、業務の一部の停止命令		出雲市、益田市へ移譲済	C	B	中小企業課	団体商業G
		6	商工会に関する事務	商工会法		設立認可、決算関係書類の受理、業務の一部 停止、解散届出の受理、報告徴取及び検査 等		複数の市町村の区域にまたがる場合は県で行う。	C	B	中小企業課	団体商業G
		7	商工会等が行う小規模事業者支援の基盤整備の認定等に関する事務	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律		基盤施設計画、連携計画の認定 等			C	B	中小企業課	団体商業G
		8	中小企業等協同組合に関する事務	中小企業等協同組合法		協同組合の設立認可、措置命令、解散命令 等		複数の市町村の区域にまたがる場合は県で行う。 (協同組合は「地区」を定めることになっており、この「地区」が複数の市町村の区域にまたがる場合は移譲は不可)	C	B	中小企業課	団体商業G
	9	協業組合に関する事務	中小企業団体の組織に関する法律		設立認可、事業転換の認可、措置命令、解散命令 等		事務所が複数の市町村の区域にまたがる場合は県で行う。 (定款上の「事務所の所在地」が複数の市町村の区域にまたがる場合は移譲は不可)	C	B	中小企業課	団体商業G	
	大店立地法	10	大規模小売店舗立地法に関する事務	大規模小売店舗立地法		届出の受理、設置者への意見の通知、勧告 等		交通渋滞・騒音・廃棄物の管理等が適正か審査するので、これらに関する専門的な知識が必要。(資格は不要)	C	C	中小企業課	団体商業G

移譲対象の事務・権限メニュー一覧表(H27計画ローリング後)

大分類 5.土木分野

中分類	パッケージ	番号	事務・権限の名称	根拠法令等	枝番	事務・権限の内容	条件等	特記事項	市町村関与	体制等の難易度	所管課	担当グループ名
社会資本	道路	1	道路の新築、改築に関する事務	道路法		道路改築事業、特殊改良事業、電線共同溝整備事業、交通安全施設整備事業、災害防除事業、橋梁補修事業、雪害地域道路事業、道整備交付金事業等	<p>道路法第17条第2項に基づき、国道又は県道につき指定市以外の市が県に協議し、県の同意を得ることが必要である。</p> <p>道路法第17条第3項に基づき、県道についてのみ町村が県に協議し、県の同意を得ることが必要である。</p> <p>【条件】 道路管理の責任を明確にする観点からも道路整備、維持、許認可などの道路に係る事務(道路管理者としての事務)を一括して行うものとし、一部権限のみの移譲は行わない。 また、移譲にあたっては、市町村道への移管を原則とするが、市については、道路法17条第2項の規定に基づき、町村については同条第3項(県道のみ)に基づき県に協議し、同意を得る方法もある。 なお、対象路線・区間については、申し出のある具体的な路線、区間により現状路線の性質、整備状況や今後の整備計画、管理能力などから協議(判断)することとするが、起終点が一市町村で完結し、道路法の県道認定要件をみたさなくなった路線を対象とする。</p>	<p>【移管の場合】 <市町村> ・市町村が主体的に整備順位を付け、面的な道路整備が可能となる ・補助制度あり ・市町村への直接交付税措置あり(市町村道算定のため県道算定に比して減になる) <県> ・県道の純減 【17条2項(市)・3項(町村)の場合】 <市町村> ・市町村が主体的に整備順位を付け、面的な道路整備が可能となる ・補助制度あり ・市町村への直接交付税措置あり(県道算定) ・町村は県道のみ <県> ・県道全体の整備順位に影響が出る可能性有り 【地方自治法特例条例の場合】 ・1路線に対し管理者が複数存在するという混乱を生じさせ、責任の所在が不明確になり、これに基づく一部権限移譲は行わない。</p> <p>No.1～No.7までセットで移譲 【地方財政措置】</p>	C	B	道路維持課 道路建設課	道路維持G、道路防災G、市町村道G、県道建設G、国道建設G、道路環境整備G
			道路の維持・修繕に関する事務	道路法	道路環境整備事業、トンネル修繕、舗装整備、道路橋梁維持修繕、標識整備、道路ストック老朽化対策事業、除雪事業等	「道路の新築・改築に関する事務」と同様	No.1～No.7までセットで移譲 【地方財政措置】	C	B	道路維持課	道路維持G、道路防災G、市町村道G	
			道路パトロールに関する事務	道路法	県管理道路のパトロール	「道路の新築・改築に関する事務」と同様	No.1～No.7までセットで移譲 【地方財政措置】	C	B	道路維持課	道路維持G	
			建設機械整備費補助事業(県事業)に関する事務	積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法	除雪機械の購入	「道路の新築・改築に関する事務」と同様	No.1～No.7までセットで移譲 【地方財政措置】	C	B	道路維持課	道路管理G、道路維持G	
			県管理国道・県道の管理に関する事務	道路法	(1) 道路の区域決定(変更)・供用開始の公示、図面の縦覧	「道路の新築・改築に関する事務」と同様	No.1～No.7までセットで移譲 【地方財政措置】	C	B	道路維持課	道路管理G	
					(2) 境界地の道路等の管理の協議、協議内容の公示	「道路の新築・改築に関する事務」と同様	No.1～No.7までセットで移譲 【地方財政措置】			道路維持課	道路管理G	
					(3) 他の工作物の管理者等に対する工事施行命令等	「道路の新築・改築に関する事務」と同様	No.1～No.7までセットで移譲 【地方財政措置】			道路維持課	道路管理G	
				道路法・道路管理規則	(4) 道路管理者以外の者の行う道路に関する工事等の承認	「道路の新築・改築に関する事務」と同様	No.1～No.7までセットで移譲 【地方財政措置】			道路維持課	道路管理G	
				道路法	(5) 道路台帳の調製、保管、閲覧	「道路の新築・改築に関する事務」と同様	No.1～No.7までセットで移譲 【地方財政措置】			道路維持課	道路維持G	
(6) 道路と鉄道の交差の協議	「道路の新築・改築に関する事務」と同様	No.1～No.7までセットで移譲 【地方財政措置】	道路維持課 道路建設課		道路管理G、道路維持G、道路防災G、市町村道G、県道建設G、国道建設G、道路環境整備G							
道路法・道路管理規則	(7) 道路の占用の許可、変更の許可等	「道路の新築・改築に関する事務」と同様	No.1～No.7までセットで移譲 【地方財政措置】	道路維持課	道路管理G							

中分類	パッケージ	番号	事務・権限の名称	根拠法令等	枝番	事務・権限の内容	条件等	特記事項	市町村関与	体制等の難易度	所管課	担当グループ名	
				道路法	(8)	原状回復に代わる措置の指示	「道路の新築・改築に関する事務」と同様	No.1～No.7までセットで移譲 【地方財政措置】			道路維持課	道路管理G	
					(9)	車両積載物落下等予防措置命令	「道路の新築・改築に関する事務」と同様	No.1～No.7までセットで移譲 【地方財政措置】			道路維持課	道路管理G	
					(10)	道路等の通行の禁止又は制限等	「道路の新築・改築に関する事務」と同様	No.1～No.7までセットで移譲 【地方財政措置】			道路維持課	道路管理G	
					(11)	道路一体建物に関する協定の締結、締結内容の公示	「道路の新築・改築に関する事務」と同様	No.1～No.7までセットで移譲 【地方財政措置】			道路維持課	道路管理G	
					(12)	道路保全立体区域、自動車・自転車専用道路の指定等、指定等の内容の公示等	「道路の新築・改築に関する事務」と同様	No.1～No.7までセットで移譲 【地方財政措置】			道路維持課	道路管理G	
					(13)	便利施設協定の締結等	「道路の新築・改築に関する事務」と同様	No.1～No.7までセットで移譲 【地方財政措置】			道路維持課	道路管理G	
					(14)	工事原因者等に対する工事費用等負担命令	「道路の新築・改築に関する事務」と同様	No.1～No.7までセットで移譲 【地方財政措置】			道路維持課	道路管理G	
					(15)	他人の土地の立入り及び一時使用等	「道路の新築・改築に関する事務」と同様	No.1～No.7までセットで移譲 【地方財政措置】			道路維持課	道路管理G	
					(16)	許可の取消し等の監督処分	「道路の新築・改築に関する事務」と同様	No.1～No.7までセットで移譲 【地方財政措置】			道路維持課	道路管理G	
					(17)	負担金、占用料等の強制徴収	「道路の新築・改築に関する事務」と同様	No.1～No.7までセットで移譲 【地方財政措置】			道路維持課	道路管理G	
					(18)	国有財産の譲与事務	「道路の新築・改築に関する事務」と同様	No.1～No.7までセットで移譲 【地方財政措置】			道路維持課	道路管理G	
					(19)	道路予定区域内の占用許可等	「道路の新築・改築に関する事務」と同様	No.1～No.7までセットで移譲 【地方財政措置】			道路維持課	道路管理G	
					(20)	不用物件の管理、交換等	「道路の新築・改築に関する事務」と同様	No.1～No.7までセットで移譲 【地方財政措置】			道路維持課	道路管理G	
					電線共同溝の整備等に関する特別措置法	(21)	電線共同溝整備道路指定等にかかる意見聴取	「道路の新築・改築に関する事務」と同様			No.1～No.7までセットで移譲 【地方財政措置】	道路維持課	道路管理G
						(22)	電線共同溝の占用の許可等	「道路の新築・改築に関する事務」と同様			No.1～No.7までセットで移譲 【地方財政措置】	道路維持課	道路管理G
					国家賠償法	(23)	道路の管理瑕疵事故の賠償	「道路の新築・改築に関する事務」と同様			No.1～No.7までセットで移譲 【地方財政措置】	道路維持課	道路管理G
					道路交通法	(24)	道路の維持等の所轄警察署長への協議	「道路の新築・改築に関する事務」と同様			No.1～No.7までセットで移譲 【地方財政措置】	道路維持課	道路管理G
					道路法	(25)	特殊車両通行の許可及び協議等	「道路の新築・改築に関する事務」と同様			No.1～No.7までセットで移譲 【地方財政措置】	道路維持課	道路管理G
					災害対策基本法	(26)	災害時における車両の移動等及び移動等に伴う損失補償等	「道路の新築・改築に関する事務」と同様			No.1～No.7までセットで移譲 【地方財政措置】	道路維持課	道路防災G
					6	道路災害復旧に関する事務	道路法	公共土木施設災害復旧事業			「道路の新築・改築に関する事務」と同様	No.1～No.7までセットで移譲 【地方財政措置】	C
		7	県単災害復旧に関する事務	道路法	負担法の適用除外	「道路の新築・改築に関する事務」と同様	No.1～No.7までセットで移譲 【地方財政措置】	C	B	道路維持課	道路防災G		
		海岸	8	海岸保全区域の日常的な管理に関する事務	海岸法	(1)	海岸保全区域の占用、行為の制限等		海岸法第5条第2項に基づく知事の指定または、同条第6項に基づき知事と協議を必要がある。 H15年計画(No.16)	B	B	河川課 港湾空港課	管理G
						(2)	監督処分		海岸法第5条第2項に基づく知事の指定または、同条第6項に基づき知事と協議を必要がある。 H15年計画(No.16)			河川課 港湾空港課	管理G
			9	海岸保全区域の管理及び整備に関する事務	海岸法	(1)	海岸管理者以外の者の施行する工事、工事原因者の工事の施行等		海岸法第5条第2項に基づく知事の指定を受け、海岸管理者となり施設建設、許認可、管理などを一括して行うことにより事務が可能	B	B	河川課 港湾空港課	管理G

中分類	パッケージ	番号	事務・権限の名称	根拠法令等	枝番	事務・権限の内容	条件等	特記事項	市町村 関与	体 制 等 の 難 易 度	所管課	担当 グループ名		
					(2)	海岸管理者以外の者が管理する海岸保全施設に関する監督		海岸法第5条第2項に基づく知事の指定を受け、海岸管理者となり施設建設、許認可、管理などを一括して行うことにより事務が可能			河川課 港湾空港課	管理G		
					(3)	海岸台帳		海岸法第5条第2項に基づく知事の指定を受け、海岸管理者となり施設建設、許認可、管理などを一括して行うことにより事務が可能			河川課 港湾空港課	管理G		
					(4)	原因者負担金、受益者負担金等		海岸法第5条第2項に基づく知事の指定を受け、海岸管理者となり施設建設、許認可、管理などを一括して行うことにより事務が可能			河川課 港湾空港課	管理G		
					(5)	強制徴収		海岸法第5条第2項に基づく知事の指定を受け、海岸管理者となり施設建設、許認可、管理などを一括して行うことにより事務が可能			河川課 港湾空港課	管理G		
					(6)	海岸保全施設の整備等 (高潮対策・侵食対策・局部改良・補修事業)		海岸法第5条第2項に基づく知事の指定を受け、海岸管理者となり施設建設、許認可、管理などを一括して行うことにより事務が可能 海岸保全基本計画の策定は県がおこなうため、そのプロセスへの関与の方法について調整する必要がある。			C	B	河川課	河川海岸 整備G
							国有財産法	(7)			海岸法による用途廃止をした国有財産の引継事務	海岸法第5条第2項に基づく知事の指定が必要である。	C	B
		10	一般公共海岸の日常的な管理に関する事務	海岸法等	一般公共海岸区域の占用、行為の制限等			海岸法第37条の3第3項の規定に基づき都道府県知事等の協議により管理を行うことが可能 H15年計画(No.17)	C	B	河川課	管理G		
		港湾		11	地方港湾の整備・建設に関する事務	港湾法	港湾施設の整備・建設	市町村が新たに港湾区域を設定し、港湾管理者となり、整備、維持、管理、許認可などを一括しておこなうこと。調整にあたっては、港湾利用の実態や受益の範囲及び今後の市町村管理港湾との一体的な整備などの観点から協議すること。	No.11～No.15はセットで移譲 【地方財政措置】	B	B	港湾空港課	港湾整備G	
				12	地方港湾の港湾計画の策定に関する事務	港湾法	港湾計画の策定	同上	No.11～No.15はセットで移譲 【地方財政措置】	B	B	港湾空港課	管理G	
				13	地方港湾の港湾区域内の海岸の管理等に関する事務	港湾法	(1)	港湾区域内の工事等の許可等	同上	No.11～No.15はセットで移譲 【地方財政措置】	B	B	港湾空港課	管理G
港則法	(2)					船舶係留の港長届け出	同上	No.11～No.15はセットで移譲 【地方財政措置】	港湾空港課	管理G				
海岸法	(3)					海岸保全区域の管理	同上	No.11～No.15はセットで移譲 【地方財政措置】	港湾空港課	管理G				
14	地方港湾の国有財産の処分に関する事務			国有財産法	財産の受渡し等	同上	No.11～No.15はセットで移譲 【地方財政措置】	C	B	港湾空港課	管理G			
15	地方港湾の船舶の港湾施設利用に関する事務			鳥根県港湾施設条例	使用許可、使用料の賦課徴収、入出港の規制等	同上	No.11～No.15はセットで移譲 【地方財政措置】	B	B	港湾空港課	管理G			
16	港湾の諸手続の電子情報化に関する事務(地方港湾)		EDI化共同事業負担金	同上	対象港にするかは管理者の任意である。 【地方財政措置】	C	B	港湾空港課	管理G					
建築		17	マンションの建替えに関する事務	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	マンション建替組合の設立認可等		地域主権改革により全市へ法定移譲	C	B	建築住宅課	建築物安全推進室			
		18	建築基準法に関する事務	建築基準法	(1)	適用の除外の指定及び認定	特定行政庁であること(建築専門職員(国家資格者)確保が必要)	特定行政庁(松江市、出雲市)へ移譲済 No.18～No.22-3はセットで移譲 【地方財政措置】			建築住宅課	建築物安全推進室		
建築基準法	(2)			建築主事の任命、指定	特定行政庁であること(建築専門職員(国家資格者)確保が必要)	特定行政庁及び限定特定行政庁(松江市、出雲市、浜田市、益田市、大田市、安来市)へ移譲済 H25.4月～江津市、雲南市へ移譲(限定特定行政庁) No.18～No.22-3はセットで移譲 【地方財政措置】	建築住宅課	建築物安全推進室						

中分類	パッケージ	番号	事務・権限の名称	根拠法令等	枝番	事務・権限の内容	条件等	特記事項	市町村関与	体制等の難易度	所管課	担当グループ名
				建築基準法	(3)	建築物の建築等に関する確認、完了検査等の業務	特定行政庁であること(建築専門職員(国家資格者)確保が必要)	特定行政庁(松江市、出雲市)へ移譲済 限定特定行政庁(浜田市、益田市、大田市、安来市)へ一部移譲済 H25.4月～江津市、雲南市へ移譲(限定特定行政庁)No.18～No.22-3はセットで移譲 〔地方財政措置〕	C	C	建築住宅課	建築物安全推進室
				建築基準法	(4)	違反建築物に対する業務	特定行政庁であること(建築専門職員(国家資格者)確保が必要)	特定行政庁(松江市、出雲市)へ移譲済 限定特定行政庁(浜田市、益田市、大田市、安来市)へ一部移譲済 H25.4月～江津市、雲南市へ移譲(限定特定行政庁)No.18～No.22-3はセットで移譲 〔地方財政措置〕	C	C	建築住宅課	建築物安全推進室
				建築基準法	(5)	計画通知に対する確認済証の交付、防火地域、準防火地域以外の市街地、道路等の指定に関する業務等	特定行政庁であること(建築専門職員(国家資格者)確保が必要)	特定行政庁(松江市、出雲市)へ移譲済 限定特定行政庁(浜田市、益田市、大田市、安来市)へ一部移譲済 H25.4月～江津市、雲南市へ移譲(限定特定行政庁)No.18～No.22-3はセットで移譲 〔地方財政措置〕	C	C	建築住宅課	建築物安全推進室
				建築基準法	(6)	建築審査会委員の任命及び解任、被災市街地における建築の制限等	特定行政庁又は限定特定行政庁であること。(建築専門職員(国家資格者)確保が必要)	特定行政庁(松江市、出雲市)へ移譲済 No.18～No.22-3はセットで移譲 〔地方財政措置〕	C	C	建築住宅課	建築物安全推進室
		19	高齢者、身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律に関する事務	高齢者、身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律		特別特定建築物に対する違反是正処置、指導、立入、計画認定等	建築主事を置く市町村であること(建築専門職員(国家資格者)確保が必要)	特定行政庁(松江市、出雲市)へ移譲済 限定特定行政庁(浜田市、益田市、大田市、安来市)へ一部移譲済 H25.4月～江津市、雲南市へ移譲(限定特定行政庁)No.18～No.22-3はセットで移譲 〔地方財政措置〕	C	C	建築住宅課	建築物安全推進室
		20	建築物の耐震改修の促進に関する法律に関する事務	建築物の耐震改修の促進に関する法律		建築物の耐震改修に関する指導、助言、立入、計画認定等	建築主事を置く市町村であること(建築専門職員(国家資格者)確保が必要)	特定行政庁(松江市、出雲市)へは移譲済 限定特定行政庁(浜田市、益田市、大田市、安来市)へは一部移譲済 H25.4月～江津市、雲南市へ移譲(限定特定行政庁)No.18～No.22-3はセットで移譲 〔地方財政措置〕	C	C	建築住宅課	建築物安全推進室
		21	エネルギーの使用の合理化に関する事務 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する事務	エネルギーの使用の合理化に関する法律	(1)	建築物の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言等	建築主事を置く市町村であること	特定行政庁(松江市、出雲市)へ移譲済 限定特定行政庁(浜田市、益田市、大田市、安来市)へ一部移譲済 H25.4月～江津市、雲南市へ移譲(限定特定行政庁)No.18～No.22-3はセットで移譲 〔地方財政措置〕	C	C	建築住宅課	建築物安全推進室
				建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	(2)	建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定	建築主事を置く市町村であること	特定行政庁(松江市、出雲市)へ移譲済 限定特定行政庁(浜田市、益田市、大田市、安来市)へ一部移譲済 H25.4月～江津市、雲南市へ移譲(限定特定行政庁)No.18～No.22-3はセットで移譲 〔地方財政措置〕	C	C	建築住宅課	建築物安全推進室
		22	福祉のまちづくりに関する事務	鳥根県ひとやさしいまちづくり条例		適合証の交付、指導・助言、検査、勧告、公表など	建築主事を置く市町村であること	特定行政庁(松江市・出雲市)、限定特定行政庁(浜田市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市)へ一部移譲済(松江市・出雲市は独自条例あり) No.18～No.22-3はセットで移譲	C	C	建築住宅課	建築物安全推進室
		22-2	長期優良住宅認定に関する事務	長期優良住宅の普及の促進に関する法律		長期優良住宅等計画の認定	建築主事を置く市町村であること	特定行政庁(松江市、出雲市)へは移譲済 限定特定行政庁(浜田市、益田市、大田市、安来市)へは一部移譲済 H25.4月～江津市、雲南市へ移譲(限定特定行政庁)No.18～No.22-3はセットで移譲 〔地方財政措置〕	C	C	建築住宅課	建築物安全推進室
		22-3	低炭素建築物新築等計画の認定に関する事務	都市の低炭素化の促進に関する法律		低炭素建築物新築等計画の認定	建築主事を置く市町村であること	特定行政庁(松江市、出雲市)へは移譲済 限定特定行政庁(浜田市、益田市、大田市、安来市)へは一部移譲済 H25.4月～江津市、雲南市へ移譲(限定特定行政庁)No.18～No.22-3はセットで移譲 〔地方財政措置〕	C	C	建築住宅課	建築物安全推進室

中分類	パッケージ	番号	事務・権限の名称	根拠法令等	枝番	事務・権限の内容	条件等	特記事項	市町村 関与	体制 等の 難易 度	所管課	担当 グループ名	
		23	独立行政法人住宅金融支援機構に関する事務	独立行政法人住宅金融支援機構法		工事審査に関する事務(災害関連)	特定(限定特定)行政庁であること(建築専門職員(国家資格者)確保が必要)	特定行政庁(松江市、出雲市)へ移譲済 限定特定行政庁(浜田市、益田市、大田市、安来市)へ一部移譲済 H25.4月～江津市、雲南市へ移譲(限定特定行政庁) 〔委託費による措置〕	C	C	建築住宅課	住宅企画G	
		24	租税特別措置法に基づく優良住宅の認定事務	租税特別措置法		優良住宅の認定	審査業務に係る専門的知識が必要となる。	松江市、出雲市、雲南市へ移譲済	C	B	建築住宅課	住宅企画G	
		25	建設リサイクル法に関する事務	建設リサイクル法	(1)	届出の受理並びに変更命令に関する事務、通知の事務	分別解体に関する事務については、特定(限定)行政庁となることが要件(建築主事の設置) また、限定特定行政庁は、建築基準法第6条第1項第4号の範囲の受理等	特定行政庁(松江市、出雲市)へ移譲済 限定特定行政庁(浜田市、益田市、大田市、安来市)へ一部移譲済 H25.4月～江津市、雲南市へ移譲(限定特定行政庁) 〔地方財政措置〕	C	C	技術管理課	農林設計 基準G	
					(2)	助言又は勧告、命令、報告の徴収に関する事務							
					(3)	立入検査に関する事務							
		県営住宅管理	26	県営住宅の管理	公営住宅法		事業主体としての住宅管理、運営	土地、建物の有償譲渡	[地方財政措置]	C	B	建築住宅課	住宅管理G
		国土利用	都市計画	27	開発行為の許可等に関する事務	都市計画法		開発行為の許可、変更許可、立入検査等	開発許可に関する知識を持った職員の配置が必要	松江市、浜田市、出雲市、江津市へ移譲済 H15年計画(No.12)	B	B	都市計画課
	28			公有地の拡大の推進に関する事務	公有地の拡大の推進に関する法律		都市計画施設等の区域内の土地を譲渡しようとする場合の届出の受理、地方公共団体等による都市計画施設等の区域内の土地の買取り希望の申出の受理等	複数の市町村にまたがる場合は、県が行う	雲南市へ移譲済み 地域主権改革により全市へ法定移譲	B	A	用地対策課	公共用地G
	29			優良宅地の認定等に関する事務	租税特別措置法		優良宅地認定等	開発許可に関する知識を持った職員の配置が必要	松江市、浜田市、出雲市へ移譲済 H15年計画(No.11)	B	B	都市計画課	管理G
	30			都市計画事業に関する事務	都市計画法	(1)	都市計画決定等のため測量又は調査に要する土地の試掘等の許可等	土木専門職員の配置等により審査体制の整備が必要	地域主権改革により全市へ法定移譲	C	B	都市計画課	計画G
都市計画法					(2)	国、都道府県、市町村以外の者が施行する都市計画事業の認可及び関係機関からの意見聴取等	土木専門職員の配置等により審査体制の整備が必要	都市計画課	街路G				
都市計画法					(3)	都市計画事業地内における建築等の許可及び施行者からの意見聴取等	土木専門職員の配置等により審査体制の整備が必要	都市計画課	街路G				
31-1	土地区画整理事業施行地区内の建築等の許可等に関する事務			土地区画整理法	(1)	土地区画整理事業施行地区内の建築行為等の許可、許可をする場合の施行者への意見聴取、違反建築行為への命令等	土木専門職員の配置等により審査体制の整備が必要	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市へ移譲済 地域主権改革により全市へ法定移譲	A	A	都市計画課	開発・公園G	
31-2	土地区画整理事業の施行認可等に関する事務			土地区画整理法	(1)	個人施行者が施行する土地区画整理事業の施行の認可、公告、土地区画整理組合の設立認可、換地計画の認可等、事業施行に係る認可等	土木専門職員の配置等により審査体制の整備が必要	松江市、出雲市、益田市、雲南市へ移譲済 松江市は法定移譲済(特例市) No.31-1移譲後の追加移譲、またはNo.31-1との同時移譲とする。	B	B	都市計画課	開発・公園G	
				土地区画整理法	(2)	区画整理会社が施行する土地区画整理事業の認可、公告、換地計画の認可等、事業施行に係る認可等	土木専門職員の配置等により審査体制の整備が必要	都市計画課			開発・公園G		
				土地区画整理法	(3)	土地区画整理組合の理事から提出される事業報告書、収支決算書及び財産目録の受理	土木専門職員の配置等により審査体制の整備が必要	都市計画課			開発・公園G		
31-3	土地区画整理事業の審査請求に関する事務	土地区画整理法	(1)	土地区画整理組合が行った処分に係る審査請求に対する裁決	土木専門職員の配置等により審査体制の整備が必要	No.31-1、No.31-2移譲後の追加移譲、またはNo.31-1、No.31-2との同時期移譲とする。 松江市は法定移譲済(特例市)	B	B	都市計画課	開発・公園G			
		土地区画整理法	(2)	区画整理会社が行った処分に係る審査請求に対する裁決	土木専門職員の配置等により審査体制の整備が必要				都市計画課	開発・公園G			

中分類	パッケージ	番号	事務・権限の名称	根拠法令等	枝番	事務・権限の内容	条件等	特記事項	市町村関与	体制等の難易度	所管課	担当グループ名
		32-1	市街地再開発事業施行地区内における建築等の許可等に関する事務	都市再開発法	(1)	市街地再開発事業施行地区内における建築行為等の許可、許可をする場合の施行者への意見聴取、違反建築行為への措置命令等	土木・建築専門職員の配置等により、審査体制の整備が必要	松江市、益田市に移譲済 地域主権改革により全市に法定移譲	A	A	都市計画課	開発・公園G
		32-2	市街地再開発事業の施行認可等に関する事務	都市再開発法	(1)	個人施行者が施行する市街地再開発事業の施行の認可、公告、市街地再開発組合理組合の設立認可、権利変換計画の認可等、事業施行に係る認可等	土木・建築専門職員の配置等により、審査体制の整備が必要	松江市、益田市に移譲済 No.32-1移譲後の追加移譲、またはNo.32-1との同時移譲とする。	B	B	都市計画課	開発・公園G
				都市再開発法	(2)	再開発会社が施行する市街地再開発事業の認可、公告、権利変換計画の認可等、事業施行に係る認可等	土木・建築専門職員の配置等により、審査体制の整備が必要	益田市に移譲済 No.32-1移譲後の追加移譲、またはNo.32-1との同時移譲とする。			都市計画課	開発・公園G
				都市再開発法	(3)	市街地再開発組合の理事から提出される事業報告書、収支決算書及び財産目録の受理	土木・建築専門職員の配置等により、審査体制の整備が必要	松江市、益田市に移譲済 No.32-1移譲後の追加移譲、またはNo.32-1との同時移譲とする。			都市計画課	開発・公園G
		32-3	市街地再開発事業の審査請求に関する事務	都市再開発法	(1)	市街地再開発組合が行った処分に係る審査請求に対する裁決	土木・建築専門職員の配置等により、審査体制の整備が必要	No.32-1、No.32-2移譲後の追加移譲、またはNo.32-1、No.32-2との同時移譲とする。	B	B	都市計画課	開発・公園G
				都市再開発法	(2)	再開発会社が行った処分に係る審査請求に対する裁決	土木・建築専門職員の配置等により、審査体制の整備が必要				都市計画課	開発・公園G
	33	農住組合法人の設立認可等に関する事務	農住組合法		設立認可等	土木・建築専門職員の配置等により、審査体制の整備が必要 複数の市町にまたがる場合は、県が行う	過去に、実施事例なし。新規の組合設立認可申請の期限はH23.5.19。事業可能区域は松江市、安来市のみ	C	B	都市計画課	開発・公園G	
	33-2	特定路外駐車場に関する事務	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の特定路外駐車場に関する届出の受理等	土木職員の配置など審査体制等の整備が必要	都市計画区域のある13市町へ移譲済 地域主権改革により全市へ法定移譲	B	A	都市計画課	計画G		
	採石	34	砂利採取計画の認可等に関する事務	砂利採取法	(1)	砂利採取計画の認可、変更認可、変更命令、廃止の届出、認可の取消・採取停止命令	土木職員の配置など審査体制等の整備が必要	H15年計画(No.61)	C	B	河川課	管理G
					(2)	砂利採取業者に対する砂利採取停止命令、砂利採取業者に対する災害防止等措置命令	土木職員の配置など審査体制等の整備が必要				H15年計画(No.61)	河川課
		35	岩石の採取計画の認可等に関する事務	採石法	(1)	岩石採取計画の認可、変更認可、変更命令、廃止の届出、認可の取消・採取停止命令	土木職員の配置など審査体制等の整備が必要	H15年計画(No.62)	C	B	河川課	管理G
(2)					休止及び廃止の届出	土木職員の配置など審査体制等の整備が必要	H15年計画(No.62)				河川課	管理G
(3)	採取業者に対する岩石採取停止命令、採取業者に対する災害防止措置命令				土木職員の配置など審査体制等の整備が必要	H15年計画(No.62)	河川課				管理G	
(4)	違反採石業者等に対する災害防止措置命令				土木職員の配置など審査体制等の整備が必要	H15年計画(No.62)	河川課				管理G	
国土調査	36	基本測量及び公共測量等に関する事務	測量法		永久標識及び一時標識に関する通知(移転・撤去等含む)・移転の請求		C	B	技術管理課	企画調整G		

移譲対象の事務・権限メニュー一覧表(H27計画ローリング後)

大分類6:その他

中分類	パッケージ	番号	事務・権限の名称	根拠法令等	枝番	事務・権限の内容	条件等	特記事項	市町村間与	体制等の難易度	所管課	担当グループ名	
安全	ガス規制	1	液化石油ガス法に関する事務	液化石油ガス法	(1)	液化石油ガスの販売事業に係る登録等に関する事務、液化石油ガス販売事業の登録、登録の拒否、取消、事業停止命令等	販売事業者が複数の消防本部管轄区域にわたり事業活動を行っている場合は県の事務。国と都道府県も同様の関係。一部事務組合で消防本部を設置している場合は、構成市町村が同時に移譲を受けることが必要。	充てん設備の許可等については全市町村へ移譲済	B	B	消防総務課	総務保安G	
					(2)	保安機関の認定等に関する事務 保安機関の認定、改善命令、変更命令等	保安機関が複数の消防本部管轄区域にわたり事業活動を行っている場合は県の事務。国と都道府県も同様の関係。一部事務組合で消防本部を設置している場合は、構成市町村が同時に移譲を受けることが必要。				消防総務課	総務保安G	
					(3)	貯蔵施設等の設置に関する事務 設置許可、変更許可、届出の受理等	一部事務組合で消防本部を設置している場合は、構成市町村が同時に移譲を受けることが必要。				消防総務課	総務保安G	
					(4)	特定液化石油ガス設備工事事業に関する事務 液化石油ガス設備工事事業の届出の受理、業務等の報告の徴収、立入検査等	一部事務組合で消防本部を設置している場合は、構成市町村が同時に移譲を受けることが必要。				消防総務課	総務保安G	
					(5)	立入検査に関する事務	権限移譲事務に係る事業所等のみ。一部事務組合で消防本部を設置している場合は、構成市町村が同時に移譲を受けることが必要。	地域主権改革により一部の権限について、全市へ法定移譲(販売事業者への立入検査等)			消防総務課	総務保安G	
					(6)	条件付加に関する事務	権限移譲事務に係る事業所等のみ。一部事務組合で消防本部を設置している場合は、構成市町村が同時に移譲を受けることが必要。				消防総務課	総務保安G	
					(7)	聴聞に関する事務	権限移譲事務に係る事業所等のみ。一部事務組合で消防本部を設置している場合は、構成市町村が同時に移譲を受けることが必要。				消防総務課	総務保安G	
					(8)	通報に関する事務	権限移譲事務に係る事業所等のみ。一部事務組合で消防本部を設置している場合は、構成市町村が同時に移譲を受けることが必要。				消防総務課	総務保安G	
					(9)	報告の徴収に関する事務	権限移譲事務に係る事業所等のみ。一部事務組合で消防本部を設置している場合は、構成市町村が同時に移譲を受けることが必要。	地域主権改革により一部の権限について、全市へ法定移譲(販売事業者からの報告徴収等)			消防総務課	総務保安G	
		2	ガス用品の販売事業者に関する事務	ガス事業法	販売事業者等に係る報告の徴収、立入検査等	一部事務組合で消防本部を設置している場合は、構成市町村が同時に移譲を受けることが必要。	液化石油ガス法に関する事務(N0.1)の権限移譲と併せての移譲が望ましい。 地域主権改革により全市に法定移譲	C	B	消防総務課	総務保安G		
		3	特定ガス消費機器の設備工事の監督に関する事務	特定ガス消費機器の設備工事の監督に関する法律	工事の施工に関する報告徴収	一部事務組合で消防本部を設置している場合は、構成市町村が同時に移譲を受けることが必要。	液化石油ガス法に関する事務(N0.1)の権限移譲と併せての移譲が望ましい。	C	B	消防総務課	総務保安G		
		4	高圧ガス保安法に関する事務	高圧ガス保安法	(1)	容器に関する事務 技術基準適合命令、容器検査、特別充てん許可等	一部事務組合で消防本部を設置している場合は、構成市町村が同時に移譲を受けることが必要。	製造施設等の許可等については全市町村へ移譲済	B	B	消防総務課	総務保安G	
					(2)	指定検査機関等に関する業務 指定完成・保安・輸入検査機関の指定、指定の更新、指定基準適合命令等	指定検査機関が複数の消防本部管轄区域にわたり事業活動を行っている場合は県の事務。国と都道府県も同様の関係。一部事務組合で消防本部を設置している場合は、構成市町村が同時に移譲を受けることが必要。	今のところ県内指定なし。			消防総務課	総務保安G	
(3)	報告徴収及び事故に関する事務				権限移譲事務に係る事業所等のみ。一部事務組合で消防本部を設置している場合は、構成市町村が同時に移譲を受けることが必要。		消防総務課	総務保安G					
国土利用	土地取引	5	土地取引の届出・勧告等に関する事務	国土利用計画法	(1)	規制区域・注視区域・監視区域の指定		一部の申請受理事務は全市町村へ移譲済	B	B	用地対策課	土地審査・計画G	
					(2)	土地に関する権利の移転等の許可申請					用地対策課	土地審査・計画G	
					(3)	土地に関する権利の移転等の届出	土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出により、利用目的と同時に土地価格情報も取得し、規制区域の指定、各種勧告等に備える必要があるため、一連の業務としてまとめた移譲が適当である。					用地対策課	土地審査・計画G
					(4)	注視・監視区域における土地に関する権利の移転等の届出、売買価額等事前確認、契約状況報告	また、区域指定や勧告に当たっては、県の土地利用審査会の意見を聴く必要がある。					用地対策課	土地審査・計画G
					(5)	遊休土地に関する措置						用地対策課	土地審査・計画G
					(6)	無届土地取引に関する措置						用地対策課	土地審査・計画G
教育文化	教職員手当	6	市町村立学校教職員の給与に関する事務(簡易な手当の認定)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	扶養手当(配偶者・子のみ)の認定		全市町村へ移譲済	A	A	教育庁総務課	給与G		

中分類	パッケージ	番号	事務・権限の名称	根拠法令等	枝番	事務・権限の内容	条件等	特記事項	市町村関与	体制等の難易度	所管課	担当グループ名
		7	市町村立学校教職員の給与に関する事務(困難な手当の認定)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律		扶養手当(配偶者・子以外)、単身赴任手当の認定		全市町村へ移譲済	A	A	教育庁総務課	給与G
		8	市町村立学校教職員の児童手当に関する事務	児童手当法		児童手当の認定			C	A	教育庁総務課	給与G
	史跡名勝天然記念物	9	史跡名勝天然記念物の現状変更等に関する事務(国指定)	文化財保護法及び施行令		現状変更等の許可、取消し及び停止命令	経験を積んだ担当職員の配置が必要	H15年計画(No.18)。市の区域については、文化財保護法施行令第5条4項により既に市の事務である。	B	B	文化財課	管理指導S
		10	文化財の保存のための調査に関する事務(国史跡名勝記念物)	文化財保護法及び施行令		史跡名勝天然記念物の現状等について調査又は調査のため必要な措置の施行	経験を積んだ担当職員の配置が必要	H15年計画(No.18)	B	B	文化財課	管理指導S
	埋蔵物	12	遺失物法第1条による埋蔵物の鑑査に関する事務	文化財保護法		警察署長から提出された埋蔵物の受領等	専門的知識を有す者を配置すること。	出土文化財の把握が出来なくなる。また、遺失物法との関係や県帰属について通知の仕方など事務フローの見直しが必要となる。	C	A	文化財課	管理指導S
	宗教法人	13	宗教法人に関する事務	宗教法人法		設立に係る規則の認証、公益事業以外の事業の停止命令、認証の取消など	他の市町村内に境内建物を備える宗教法人については引き続き県の権限とする。		C	B	総務部総務課	公文書・公益法人担当S
14		宗教法人に係る証明事務	登録免許税法施行規則		登録免許税の非課税に関する証明	他の市町村内に境内建物を備える宗教法人については引き続き県の権限とする。	No.13とセットで移譲(No.13に關係して移管する資料を用いて実施する事務であるため。)	C	B	総務部総務課	公文書・公益法人担当S	

移譲対象の事務・権限メニュー一覧表 (H27計画ローリング後)

法令改正等に併い一覧から削除した事務

中分類	パッケージ	番号	事務・権限の名称	根拠法令等	枝番	事務・権限の内容	条件等	特記事項	市町村 関与	体制 等の 難易 度	所管課	担当 グループ名
福祉	児童福祉	26	放課後児童健全育成事業に関する事務	社会福祉法		事業開始等の届出受理		松江市、出雲市、雲南市、海士町へ移譲済 H27.4.1～全市町村へ法定移譲	B	B	青少年家 庭課	保育支援G
	障がい福祉	35	知的障がい者相談員に関する事務	知的障害者福祉法		知的障がい者の相談援助業務の委託		No.36とセットで移譲 H15年計画(No.25) 松江市、益田市、安来市、雲南市へ移譲済 地域主権改革により全市町村へ法定移譲	B	A	障がい福 祉課	計画推進G
		36	身体障がい者相談員に関する事務	身体障害者福祉法		身体障がい者の相談援助業務の委託	ピアカウンセリングとして県内全域を対象とする相談員につ いては県が設置する。	No.35とセットで移譲 H15年計画(No.24) 松江市、益田市、安来市、雲南市へ移譲済 地域主権改革により全市町村へ法定移譲	B	A	障がい福 祉課	計画推進G
保健・衛生	母子保健	44	未熟児養育医療等に関する事務	母子保健法	(1)	未熟児に対する養育医療の給付の決定、医療 券の交付など		松江市へ移譲済 地域主権改革により全市町村へ法定移譲	C	A	健康推進 課	疾病療養 支援G
				母子保健法	(2)	低体重児の届出受理、未熟児の訪問指導	助産師、保健師等の専門職が必要。	松江市へ移譲済 地域主権改革により全市町村へ法定移譲	C	A	健康推進 課	母子・難病 支援G
	育成医療	46	育成医療に関する事務	障害者自立支援法		育成医療の給付の決定、医療券の交付など		H15年計画(No.19) 自立支援医療費の支給の認定及び自立支援医療費の支給につ いて、地域主権改革により全市町村へ法定移譲	C	C	健康推進 課	疾病療養 支援G
農林水産	漁港	34	漁港の区域に係る公有水面の埋立てに関する事務	公有水面埋立法、施行令		埋立の免許等		市町村管理漁港区域内について、該当9市町に平成12年4月1 日から権限移譲済 〔地方財政措置〕	B	B	漁港漁場整 備課	管理G
国土利用	農地管理	37	農地等の権利移動に関する事務	農地法		農地等の権利移動の許可		松江市、浜田市、出雲市、雲南市へ移譲 地域主権改革により全市町村へ法定移譲	A	A	農業経営 課	農地調整G
		40	小作地の所有制限に関する事務	農地法		対象の指定等		平成21年農地法改正により廃止	C	B	農業経営 課	農地調整G

様式（権限移譲の協議申出書）

○ ○ 第 号
平成 年 月 日

島 根 県 知 事 様

○ ○ 市（町・村）長

権限移譲の協議申し出について

「市町村への権限移譲計画」に基づき、下記の事務・権限について権限移譲の協議を申し出ます。

記

パッケジ名	事務番号	事務・権限の名称	移譲希望時期

市町村への権限移譲計画【改訂版】

平成19年3月
島根県

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
島根県地域振興部市町村課

TEL 0852-22-5063

FAX 0852-22-5200

shichoson@pref.shimane.lg.jp

【バージョン情報】

Ver.H19ローリング (H20.4改定)
Ver.H20ローリング (H21.4改定)
Ver.H21ローリング (H22.4改定)
Ver.H22ローリング (H23.4改定)
Ver.H24ローリング (H25.4改定)
Ver.H26ローリング (H26.7改定)
Ver.H26ローリング (H27.4改定)
Ver.H27ローリング (H28.4改定)